

本資料のうち、枠囲みの内容は、
営業秘密あるいは防護上の観点
から公開できません。

東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-340-2 改7
提出年月日	平成30年7月18日

工事計画に係る補足説明資料

耐震性に関する説明書のうち

補足-340-2 【耐震評価対象の網羅性、既工認との手法の相

違点の整理について】

平成30年7月

日本原子力発電株式会社

改定履歴

改定	改定日 (提出年月日)	改定内容
改0	2018年2月26日	資料番号「補足-342」として提出
改1	2018年3月2日	添付-8(耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認)の追加
改2	2018年3月6日	添付7(既工認との手法の相違(機電分))の追加
改0	2018年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料番号を「補足-342」から「補足-340-2」に変更 ・ 添付4-2(建物・構築物, 土木構造物及び浸水防護施設の耐震評価フロー並びに評価対象一覧)の追加 ・ 添付7(既工認との手法の相違(建物・構築物分))の追加
改1	2018年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1章, 2章のうち建物・構築物及び屋外重要土木構造物に係る箇所の追加 ・ 添付-1, 添付4-1, 添付4-2, 添付-7(建物・構築物, 土木構造物)の追加
改2	2018年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.1.2(2)の記載見直し, 補足1(弾性設計用地震動S_dの等価繰返し回数の設定について), 添付-8(耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について)の資料見直し
改3	2018年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付8の記載の適正化
改4	2018年5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文の記載の適正化 ・ 添付-1, 2, 3, 4-1, 7, 7-3の記載の適正化 ・ 添付-2-1, 2-2, 2-6, 2-8, 7-7の追加及び添付2-4, 5の削除
改5	2018年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本文の記載の適正化 ・ 添付-6の追加 ・ 添付-2-6, 2-8, 7, 7-7の記載の適正化
改6	2018年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ S_dの等価繰返し回数を見直したことによる1.1.2(2)の記載見直し, 補足1(弾性設計用地震動S_dの等価繰返し回数の設定について)を削除, 添付-8(耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について)の資料見直し
改7	2018年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.1.2(2)の記載見直し ・ 添付-8(耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について)の資料見直し

目 次

1. 東海第二発電所における耐震評価について	1
1.1 耐震Sクラス施設の評価（耐震Sクラス設備への波及的影響評価及び非常用取水設備含む）	4
1.1.1 基準地震動 S_s による評価	4
(1) 別表第二を踏まえた対象設備の網羅性について	4
(2) 対象設備の評価部位の網羅性について	4
(3) 対象設備の評価項目（応力分類）の網羅性について	11
(4) 対象設備の耐震重要度分類の区分（主要設備等）を踏まえた整理について	11
(5) 別表第二の対象外である耐震Sクラス施設の耐震安全性評価結果	12
(6) 地震応答解析が記載されていない設備の扱いについて	12
1.1.2 弾性設計用地震動 S_d による評価	13
(1) 弾性設計用地震動 S_d による評価のうち、一次＋二次応力評価の省略について	16
(2) 弾性設計用地震動 S_d による評価のうち、一次＋二次＋ピーク応力評価（疲労評価）の省略について	17
1.1.3 静的地震力による評価	19
1.2 耐震Bクラス施設の評価	22
1.3 耐震Cクラス施設の評価	22
1.4 耐震Sクラス設備の間接支持構造物の評価	22
1.5 耐震Bクラス設備の間接支持構造物の評価	23
1.6 耐震Cクラス設備の間接支持構造物の評価	23
2. 東海第二発電所の既工認との手法の相違点の整理について	24
2.1 既工認との手法の整理一覧	24
2.2 相違点及び適用性の説明	24
2.2.1 機器・配管系	24
2.2.1.1 手法の相違点	24
2.2.1.2 手法の変更項目に対する東海第二発電所への適用性	26
2.2.2 建物・構築物，屋外重要土木構造物	28
2.2.2.1 建物・構築物	28
2.2.2.2 屋外重要土木構造物	30
2.2.2.3 浸水防護施設	30

【添付資料】

添付-1 別表第二を踏まえた対象設備の網羅性

添付-2 対象設備の評価部位の網羅性

添付2-1 中性子計測ハウジング貫通部及び中性子計測ハウジングの評価省略理由

添付2-2 原子炉圧力容器スタビライザディスクスプリングの評価省略理由

添付2-3 炉心支持板スタッドの評価省略理由

添付2-4 (欠番)

添付2-5 (欠番)

添付2-6 ドライウェルビームシートの評価省略理由

添付2-7 脚材(非常用ガス再循環フィルタトレイン及び非常用ガス処理系フィルタトレイン)の評価省略理由

添付2-8 鉛直方向動的地震力の導入による影響検討について

添付-3 対象設備の評価項目(応力分類)の網羅性

添付4-1 対象設備の耐震重要度分類の区分(主要設備等)を踏まえた整理

添付4-2 建物・構築物及び屋外重要土木構造物の耐震評価フロー並びに評価対象一覧

添付-5 別表第二に記載のない耐震Sクラス施設の耐震安全性評価結果

添付-6 既設設備(機器・配管系)の静的地震力による評価結果

添付-7 既工認との手法の整理一覧

添付7-1-1 原子炉建屋クレーンへの非線形時刻歴応答解析の適用について

添付7-1-2 使用済燃料乾式貯蔵建屋クレーンへの非線形時刻歴応答解析の適用について

添付7-2 ポンプ等の解析モデルの精緻化について

添付7-3 容器等の応力解析へのFEMモデルの適用について

添付7-4 最新知見として得られた減衰定数の採用について

添付7-5 水平方向と鉛直方向の動的地震力の二乗和平方根法による組合せについて

添付7-6 鉛直方向応答解析モデルの追加について

添付7-7 炉心シュラウド等の公式等による評価について

添付-8 耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について

添付-9 工認耐震計算書に地震応答解析が記載されていない設備の扱いについて

下線：本日ご提出資料

1.1.2 弾性設計用地震動 S_d による評価

a. 機器・配管系

機器・配管系の評価対象設備が弾性設計用地震動 S_d に対して概ね弾性状態にあることを確認するために、以下の手順にて評価を実施した。評価手順を図 2 に示す。

また、評価は、基準地震動 S_s による評価の対象設備（波及的影響設備は除く。）の評価部位すべてについて、基準地震動 S_s による発生値と評価基準値（許容応力状態Ⅲ_AS）の比較（許容値置き換え）による一次応力評価を基本としている。

原子炉格納容器の弾性設計用地震動 S_d 評価においては、J E A G 4601・補-1984 及び J E A G 4601-1987 では運転状態Ⅳ(L)との組合せ及び L O C A 後の最大内圧との組合せを実施する必要がある。運転状態Ⅳ(L)の条件 (P_L, M_L) 及び L O C A 後の最大内圧の条件 (P_L^*, M_L) は、基準地震動 S_s と組み合わせる運転状態の条件 (P, L) より厳しくなることから、許容値置き換え評価ではなく、運転状態Ⅳ(L)又は、L O C A 後の最大内圧と弾性設計用地震動 S_d を組み合わせた評価を実施している。なお、原子炉格納容器については、運転状態Ⅳ(L)を設計条件としていることから、許容応力状態Ⅰ*_Aとし、 S_d との組合せにおいて許容応力状態Ⅲ_ASを適用している。

また、非常用炉心冷却系ストレーナの弾性設計用地震動 S_d 評価においては、「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」（平成 20 年 2 月 27 日付け平成 20・02・12 原院第 5 号）に規定に基づき、許容値置き換え評価ではなく、異物荷重を組み合わせた評価を実施している。

E C C S 及びそれに関連する系統（以下「E C C S 等」という。）の弾性設計用地震動 S_d 評価においては、J E A G 4601・補-1984 及び J E A G 4601-1987 では、運転状態Ⅳ(L)と組み合わせる必要がある。しかしながら、E C C S 等の運転状態Ⅳ(L)の条件 (P_L, M_L) は、基準地震動 S_s と組み合わせべき、プラントの運転状態の条件 (P, M)（クラス 1 設備）若しくは、設計上定められた条件 (P_D, M_D) に包絡されることから、許容値置き換え評価を実施する。なお、E C C S 等については、運転状態Ⅳ(L)を設計条件としていることから、許容応力状態Ⅰ*_Aとし、 S_d との組合せにおいて許容応力状態Ⅲ_ASを適用している。

（荷重の組合せの詳細は、補足説明資料「地震時荷重と事故時荷重との組合せについて」参照）

【評価手順の説明】

① S_s による発生値と評価基準値 ($III_A S$) の比較

評価対象設備の基準地震動 S_s による発生値が弾性設計用の評価基準値 (許容応力状態 $III_A S$) 以下であることを確認する。

弾性設計用地震動 S_d は基準地震動 S_s の係数倍にて定義していることから、設備の基準地震動 S_s による発生値が、評価基準値 (許容応力状態 $III_A S$) 以下であれば、弾性設計用地震動 S_d による発生値についても、評価基準値 (許容応力状態 $III_A S$) 以下となる。

② 弾性設計用地震動 S_d による発生値と評価基準値 ($III_A S$) の比較

①項にて、評価対象設備の基準地震動 S_s による発生値が、評価基準値 (許容応力状態 $III_A S$) を上回った部位については、弾性設計用地震動 S_d を用いて応力分類を全て評価し、算定した発生値が評価基準値 (許容応力状態 $III_A S$) 以下であることを確認する。

b. 建物・構築物

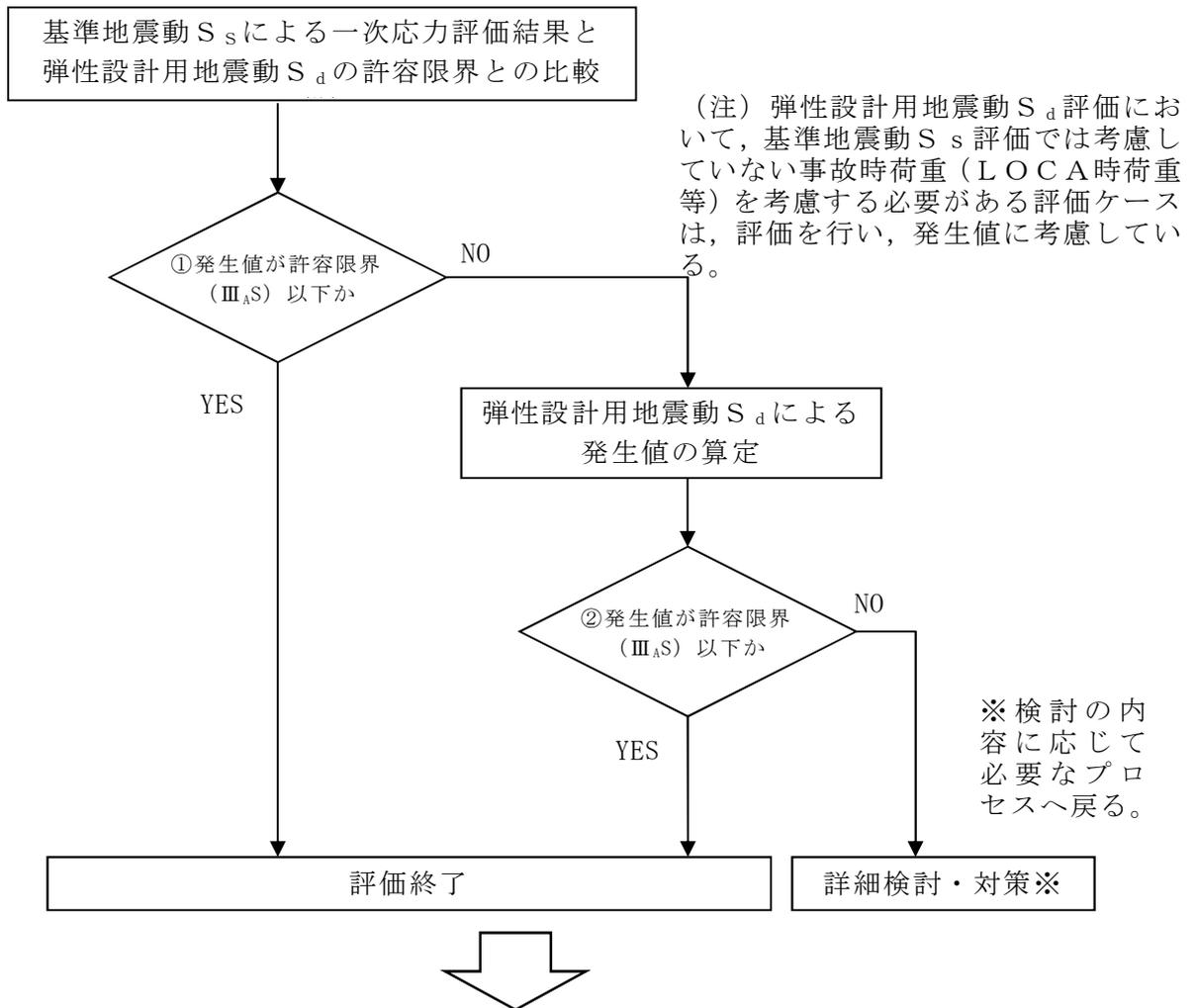
耐震 S クラスの建物・構築物の対象設備について、既工認、最新プラントである大間の建設工認、大飯 3, 4 号機の新規制基準対応工認及び今回工認の評価部位の比較を添付 4-2 に示す。建物・構築物は、既工認、大間の建設工認及び大飯 3, 4 号機の新規制基準対応工認にて評価を実施している以下の部位について評価を行う。

原子炉建屋原子炉棟、中央制御室遮蔽、使用済燃料プール、原子炉格納容器底部コンクリートマット及び原子炉建屋基礎盤については、弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方と地震力以外の荷重を組み合わせ、その結果発生する応力が許容限界を超えないことを確認する。

原子炉建屋原子炉棟及び中央制御室遮蔽の耐震壁、使用済燃料プール[※]については、常時荷重、運転時荷重及び事故時荷重が設計時と同一であること、また、応答に対して支配的となる水平方向の弾性設計用地震動 S_d による地震力及び静的地震力がいずれも『既工事計画認可申請書第 1 回 資料 III-1-4 「原子炉建屋の地震応答計算書」 (47 公第 12076 号 昭和 48 年 4 月 9 日認可)』の設計用地震力よりも小さいことから、 S_d 地震時に対する評価は行わない。

また、建物・構築物の基礎地盤の支持性能について、弾性設計用地震動 S_d による接地圧が地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有することを確認する。

※:使用済燃料プールの弾性設計用地震動 S_d と温度荷重の組合せの評価について検討中



基準地震動 S_s による評価結果に対する許容値書き換え評価結果又は弾性設計用地震動 S_d を用いた評価結果を工認添付資料へ記載
また評価に際してフローの順に関わらずに、②による評価を実施する場合もある。

図2 機器・配管系の弾性設計用地震動 S_d に対する評価手順

- (1) 弾性設計用地震動 S_d による評価において、一次＋二次応力評価の省略について

弾性設計用地震動 S_d による評価において、一次＋二次応力評価を省略した理由について以下に示す。

一次＋二次応力評価については、JEAG4601 に規定されている許容応力状態 $IV_A S$ と $III_A S$ の許容値は同一となる。許容値が同じであれば、弾性設計用地震動 S_d より大きな地震動である基準地震動 S_s で評価した結果の方が厳しいことは明らかであることから、基準地震動 S_s の評価を実施することで、弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した。

ただし、支持構造物（ボルト以外）のうち、「支圧」に対しては、許容応力状態 $IV_A S$ と $III_A S$ で許容値が異なるケース*が存在する。

一次＋二次応力評価のうち、「支圧」の評価が必要な設備は、使用済燃料乾式貯蔵容器支持構造物があるため、「支圧」評価を実施している評価項目について、表 1 により確認を行った。

* 許容応力状態 $III_A S$ と $IV_A S$ ではそれぞれの許容値算出において用いるパラメータである F 値の設定に差がある。材料次第ではあるが、 $III_A S$ において F 値は $\min(S_y, 0.7S_u)$ だが、 $IV_A S$ では S_y を 2 割増しした値を用いる規定となっているため、 S_y と S_u の関係により、最大 2 割の差が生じることとなる。

表 1 支持構造物（ボルト以外）の一次＋二次の支圧応力

評価対象設備	評価部位	発生値 (MP a)	許容値 $IV_A S$ (許容値 $III_A S$ S) (MP a)	耐震裕度 ($III_A S$ 裕 度)
使用済燃料乾式貯蔵容器支持構造物	支持台座	36	361 (301)	10.0 (8.3)
使用済燃料乾式貯蔵容器支持構造物 (タイプ II)	支持台座	41	362 (302)	8.8 (7.3)

- (2) 弾性設計用地震動 S_d による評価のうち、一次+二次+ピーク応力評価（疲労評価）の省略について

一次+二次+ピーク応力評価については、地震動により算定した評価用等価繰返し回数を用いた疲労評価を行っている。評価用等価繰返し回数は、J E A G 4601-1987の記載に示すピーク応力法により一律に設定する保守的な値（ S_s : 160回， S_d : 320回），若しくは設備毎に個別に設定する値を用いている。

以下の許容繰返し回数及び等価繰返し回数の関係性から弾性設計用地震動 S_d による一次+二次+ピーク応力について、基準地震動 S_s に対する評価で代表できることを説明する。

【許容繰返し回数（許容限界）】

弾性設計用地震動 S_d の地震加速度は基準地震動 S_s の地震加速度に対して1/2程度であることから、一次+二次+ピーク応力（以下「ピーク応力」という。）が1/2程度になると考えれば、設計疲労線図から求める弾性設計用地震動 S_d の許容繰返し回数としては、基準地震動 S_s の許容繰返し回数の5～10倍程度（図3）となる。

【等価繰返し回数（発生値）】

弾性設計用地震動 S_d は基準地震動 S_s に1/2以上の係数を乗じて設定しており、周期特性、継続時間等同じ特性を持つことから、両者の1質点系の時刻歴応答波を用いて算出した等価繰返し回数に大きな乖離はない。東海第二発電所の弾性設計用地震動 S_d は、基準地震動 S_s より地震の発生頻度が多いことを踏まえ2回分を考慮しているため、弾性設計用地震動 S_d の一律に設定する等価繰返し回数は、保守的に基準地震動 S_s の一律に設定する等価繰返し回数の2倍としている。ただし、上記の基準地震動 S_s と弾性設計用地震動 S_d の許容繰返し回数の差ほど大きな違いは生じない。

以上のとおり基準地震動 S_s を用いた評価のほうが、弾性設計用地震動 S_d による評価より厳しい結果となることから、基準地震動 S_s の評価で代表できる。

なお、今回工認においては、弾性設計用地震動 S_d に対する個別に設定する等価繰返し回数が、基準地震動 S_s の一律に設定する等価繰返し回数を下回ることを確認する。ただし、基準地震動 S_s の一律に設定する等価繰返し回数を上回る設備については、弾性設計用地震動 S_d の個別に設定する等価繰返し回数に対する疲労評価を実施する。

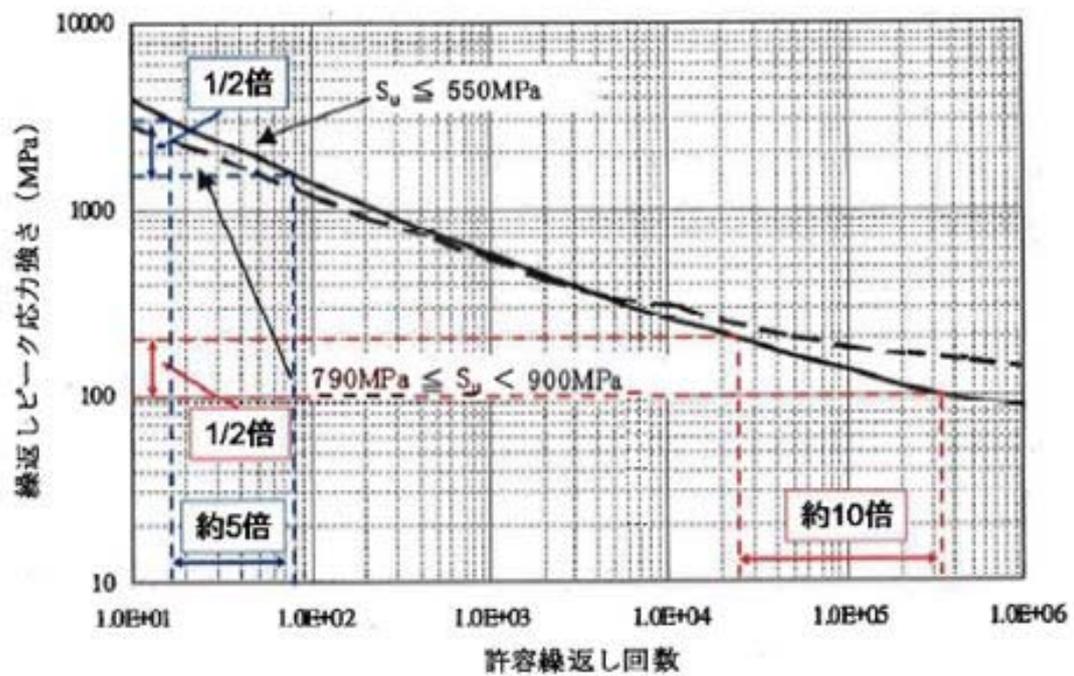


図3 設計疲労線図（炭素鋼，低合金鋼及び高張力鋼）におけるピーク応力と許容繰返し回数との関係

耐震評価における等価繰返し回数の妥当性確認について

(目次)

1. はじめに
2. JEAG4601における記載内容
3. 東海第二発電所の等価繰返し回数の設定
4. 一律に設定する等価繰返し回数の設定
5. 一律に設定する等価繰返し回数設定における保守性
6. 一律に設定する等価繰返し回数設定における保守性を踏まえた追加検討
7. まとめ

補足 1. ピーク応力法における各ピークのサイクル数の求め方

補足 2. 東海第二発電所地震時等価繰返し回数の妥当性確認方法について

補足 3. 個別に設定する等価繰返し回数について

参考 1. 疲労評価の全対象設備

参考 2. 各設備の部位毎のピーク応力 (追而)

参考 3. ピーク応力の算定方法について (追而)

参考 4. 時刻歴応答波形から直接等価繰返し回数を算定した場合との比較検討

参考 5. 地震時等価繰返し回数算定エビデンス

参考 6. 等価繰返し回数の算定における材料物性のばらつき等の影響検討

参考 7. 多方向入力を対象とした等価繰返し回数算定方法について

1. はじめに

東海第二発電所の今回工認における耐震評価の疲労評価は、J E A G 4601-1987（以下「J E A G 4601」という。）の記載手順に従い、等価繰返し回数を用いた評価を行っている。疲労評価は、応力振幅と繰返し回数の情報が必要となるため、本来は設備の応力時刻歴が必要となるが、最大応力値のみを用いて保守側に疲労累積係数を評価できるように設定した等価繰返し数を設定することで、評価の簡便化を図っている。東海第二発電所の疲労評価に用いる等価繰返し回数は、設備ごとに個別に設定した値又は一律に設定した値を用いている。

なお、建設時の等価繰返し回数は、O B E 地震 1 回当たりの繰返し回数を 10 回として、プラントライフ中 5 回発生すると仮定し、余裕をみて 6 回起きた場合の 60 回という米国プラント設計の考え方を踏襲し設定している。

2. J E A G 4601 における記載内容

J E A G 4601 の疲労評価の手順に関する記載は、以下のとおりである。（J E A G 4601-1987 p574 より）

- ・ 疲れ解析は、1 次 + 2 次 + ピーク圧力より疲れ累積係数を求めて評価するがこの手法には、地震動の等価繰返し回数を用いる方法あるいは機器の時刻歴応答から応力振幅の大きさの頻度分布を直接求める方法がある。
- ・ 地震動の等価繰返し回数を求める場合にはピーク応力法あるいはエネルギー換算法が用いられている
- ・ ここで「疲れ累積係数」とは、各応力サイクルにおける実際の繰返し回数と繰返しピーク応力に対応する許容繰返し回数との比をすべての応力サイクルについて加えたものをいう。

3. 東海第二発電所の等価繰返し回数の設定

東海第二発電所の耐震評価における疲労評価は、J E A G 4601 記載の手順のうち、等価繰返し回数を用いた評価を採用している。等価繰返し回数はピーク応力法により、東海第二発電所で一律に設定した値を用いている。この値はピーク応力法により算定した等価繰返し回数を安全側に丸めることによる保守性を有した値としている。なお、一律に設定した等価繰返し回数を用いるのは原子炉建屋内の設備とする。原子炉建屋以外に設置される疲労評価が必要な設備は、設備毎に個別に算出した等価繰返し回数を用いる。

一律に設定した値と、設備毎に個別に算出された値の使い分けフローを図 1 に示す。ここで、フロー中の疲労評価対象設備は、工認計算書対象とする設備・部位のうち、疲労評価を実施するものとしている。

工認計算書で対象とする設備・部位は、東海第二発電所の既工認や大間 1 号機の建設工認を踏まえ、選定しているものであり、耐震設計として評価すべき設備・部位を網羅して設定している（詳細は補足説明資料「耐震評価対象の網羅性、既工認との手法の相違点の整理について」参照）。

また、疲労評価を実施するものとしては、J E A G 4601・補 1984 に基づき疲労評価が必要となる設備・部位であり、具体的には以下が対象となる。

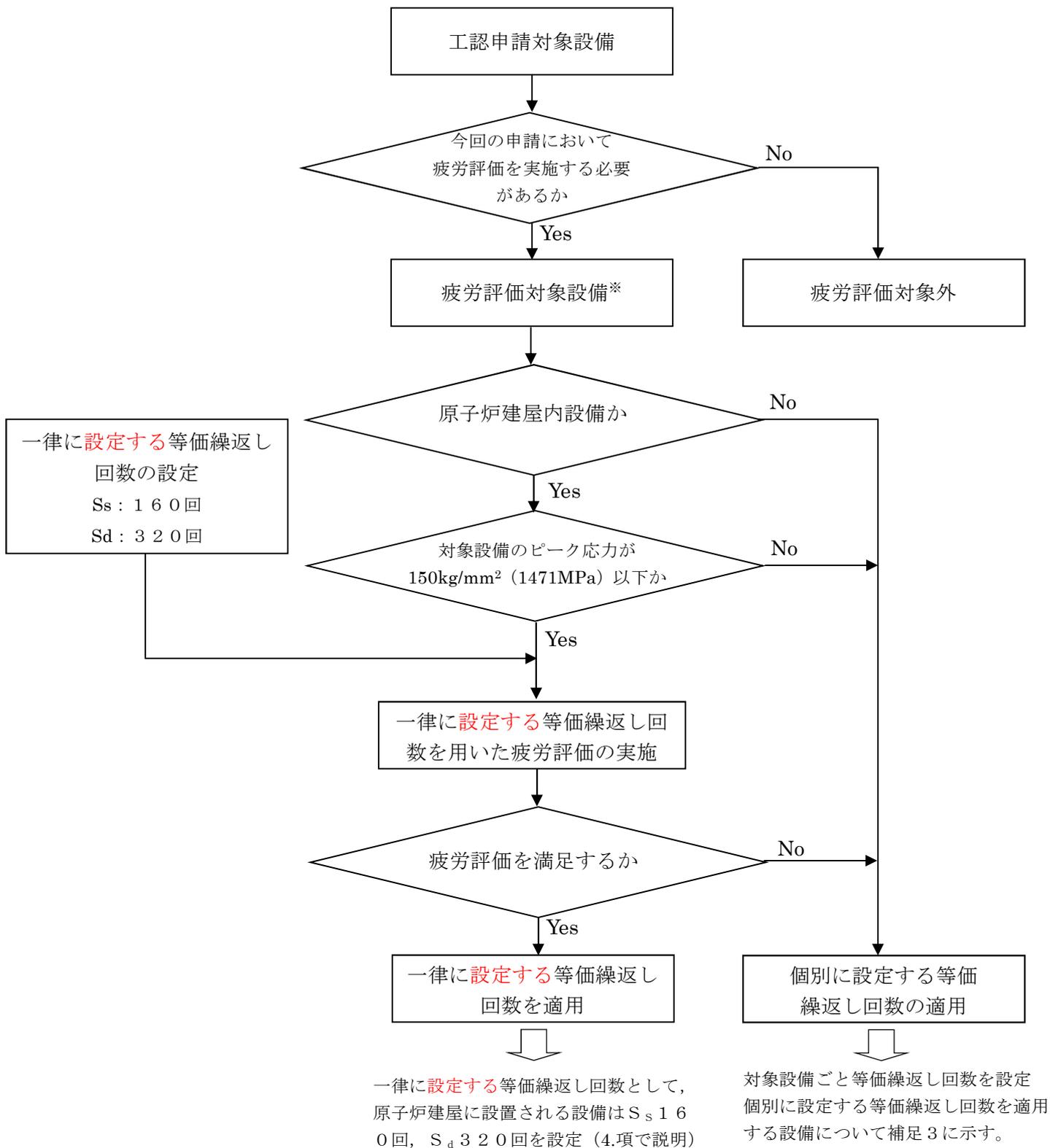
○ 設計基準対象設備

- ・クラス 1 容器，管，ポンプ（J E A G 4601 補 1984 における疲労評価不要の条件（クラス 1 容器については，第 1 種容器の許容応力表の注 5）に従うものを除く。）
- ・クラス 2，3，MC 容器，クラス 2，3 管，クラス 2，その他ポンプ（1 次+2 次応力評価が許容値を満足するものを除く。）

○ 重大事故等対処施設

- ・重大事故等クラス 2 容器，管，ポンプ（設計基準対象設備のクラスに準ずる。）

東海第二発電所の等価繰返し回数の設定が保守的な設定であることを確認する際は，等価繰返し回数設定のパラメータ（ピーク応力，固有周期，対象床面，地震波，減衰定数，設計疲労線図）に加え，ばらつきによる影響（水平 2 方向，時刻歴解析による評価設備，地盤物性の影響）に対しても検討する。



※ 疲労評価対象設備については、参考 1 参照。このフローによらず個別に設定する等価繰返し回数を適用する場合がある。

図 1 適用する等価繰返し回数の使い分け

4. 一律に設定する等価繰返し回数について

(1) 算定方法

東海第二発電所のピーク応力法による等価繰返し回数算定方法の手順を、J E A G 4601 に記載されたピーク応力法による算定フロー（図 2，以下「フロー」という）との対比で説明する。

このフローには分岐があり、建屋時刻歴応答を直接機器の評価に用いる場合と、建屋応答を床応答曲線として用いる場合が示されている。

左側のフローは、時刻歴応答を用いて設備の応答を求めている場合のフローであり、この場合、等価繰返し回数算出に必要な設備の荷重時刻歴が算出されることから、この時刻歴波形を用いて直接等価繰返し回数を算定するものである。

一方、右側のフローは、床応答曲線を用いて機器の応力を算定している場合のフローであり、改めて機器の固有周期に応じた応答時刻歴を求めているものであり、設備の時刻歴応答解析を改めて行わず、一質点系モデルにより、応答時刻歴を算定するものである。

東海第二発電所の今回工認においては、個別機器ごとの等価繰返し回数の設定を合理化するため、主要施設が設置される原子炉建屋及び、原子炉格納容器、原子炉圧力容器等の大型機器に対して、図 2 に示す右側のフローにより、対象設備一律に適用可能な等価繰返し回数を設定する*¹。

等価繰返し回数の検討は、「昭和 55 年度 耐震設計の標準化に関する調査報告書」に記載されており、当該報告書における算定方法と、今回の算定方法の比較を表 1 に示す。なお、設備の繰返し回数を個別に算定する場合においては、個別のピーク応力、固有周期、減衰定数、設置される床面における等価繰返し回数を算定することになり、算定される等価繰返し回数としては、一律に設定した等価繰返し回数の方がより保守的な算定となる。（各パラメータに対する検討は 5. 項参照。）

以下に具体的な手順を示す。①～④の手順はフロー中の番号に対応している。

*¹ ただし、一律に設定した等価繰返し回数で許容値を超える（疲労累積係数が 1 を超える）場合及び原子炉建屋以外に設置される設備において、疲労評価が必要になった場合は、個別に等価繰返し回数の設定を行う。

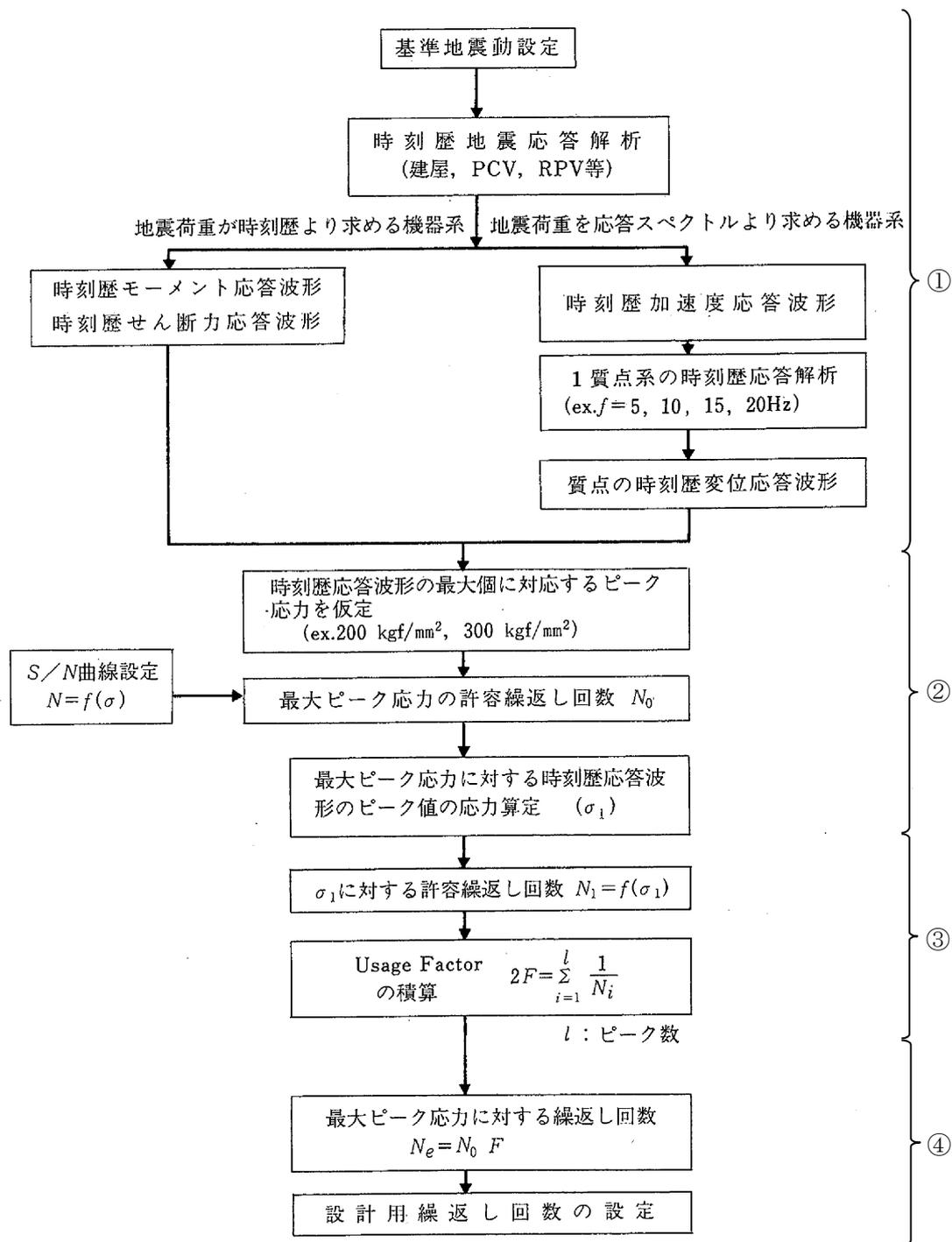


図2 ピーク応力法による算定フロー (J E A G 4601-1987 に追記)

表1 昭和55年度耐震設計の標準化に関する調査報告書における算定条件と東海第二における一律に設定する等価繰返し回数算定条件との比較

		昭和55年度耐震設計の標準化 に関する調査報告書 (標準化報告書)		東海第二発電所 一律に設定する等価繰返し回数の設定	
		【手法1】	【手法2】	原子炉格納容器, 原子炉 圧力容器等大型機器	原子炉建屋に設置され た機器・配管系
対象設備		原子炉圧力容器スカート	【手法2】 第一種配管		
算出方法 (J E A Gのフローの左右どちらか)		時刻歴解析より算定される時刻歴モーメントを用いた算出方法 (J E A Gにおける左側のフロー)	建屋床応答を入力とした1質点系モデルによる応答時刻歴を用いた算出方法 (J E A Gにおける右側のフロー)	標準化報告書【手法2】と同じ (J E A Gにおける右側のフロー)	同左
回数算出に用いる応答時刻歴波	波形	時刻歴モーメント波形	変位応答時刻歴波	標準化報告書【手法2】と同じ	同左
	時刻歴最大値 (設備の最大ピーク応力)	5種類のピーク応力 (最大300kg/mm ²)	代表設備の最大ピーク応力を安全側に設定した300kg/mm ²	150kg/mm ² (1471MPa) 「昭和55年度耐震設計の標準化に関する調査報告書」の検討にて十分とされている値*	同左
対象建屋・床		代表設備の設置床面	同左	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	全ての床面
固有周期		時刻歴解析結果より直接算定	設備の固有周期でなく, 全固有周期	標準化報告書【手法2】と同じ	同左
減衰定数		報告書に言及なし	同左	1.0%, 0.5%	同左
設計用疲労線図		代表設備材料の線図を使用	同左	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	同左
地盤条件		V _s =500, 1000, 1500m/s	V _s =1500m/s	東海第二の地盤条件 V _s =700m/s	同左

* : 設備のピーク応力が150 kg/mm² (1471MPa) を超える場合は個別に評価を行う。

① 全設備の固有周期に対する応答加速度時刻歴波形の算定

ピーク応力法による等価繰返し回数を求めるためには、設備の応力時刻歴波が必要となる。図2のフローでは地震荷重を時刻歴より求める場合（左側のフロー）は時刻歴モーメント応答波形又は時刻歴せん断力波形を用いること、及び、応答スペクトルより求める場合（右側のフロー）は時刻歴変位応答波形を用いることとなっているが、今回工認の算定では、右側のフローとして時刻歴変位応答波の波形を用いることとしている。

建屋地震応答解析又は建屋－機器連成解析（フローでは「時刻歴地震応答解析」と記載）の結果から算出される変位加速度応答波を用いて、振動数 f の1質点系に入力した場合の時刻歴変位応答波形を求める。この時刻歴波形は、固有振動数全てに対して算出する。

② 時刻歴ピーク応力値の設定

設備に発生するピーク応力の最大値を①で求めた時刻歴波形の最大値とすることで、応力の時刻歴波を作成する。なお、フローの「時刻歴応答波形の最大値に対応するピーク応力を仮定」とは、この設備に発生するピーク応力の最大値を①で求めた時刻歴波形の最大値とすることに対応している。なおピーク応力は、当該床面・固有周期に対応する設備のピーク応力ではなく、対象設備全てのピーク応力最大値を、時刻歴波の最大値と仮定しており、また、多質点系モデルの場合、ピーク応力は各モードの重ね合わせの結果として算定されるものであり、必ずしも波形の最大値がピーク応力の最大値になるとは限らないが、多質点系モデルの場合においても、最大値がピーク応力であると仮定していることを指している。

ここで、東海第二発電所における地震時等価繰返し回数の設定に用いるピーク応力は、 150 kg/mm^2 (1471 MPa) を用いている。設備のピーク応力が 150 kg/mm^2 (1471 MPa) を超える場合は個別に評価を行う。

③ 各ピーク点の応力に対する許容繰返し回数 (N_i) を設計疲労線図より求め、疲れ累積係数 UF (Usage Factor) を求める。

図3に示す設計疲労線図を用い、応力時刻歴波に対して各時刻歴振幅に対する許容繰返し回数を算定する。

各応力時刻歴波の振幅に対する許容繰返し回数と、ピークのサイクル数から、UF を算定する。(図4参照)

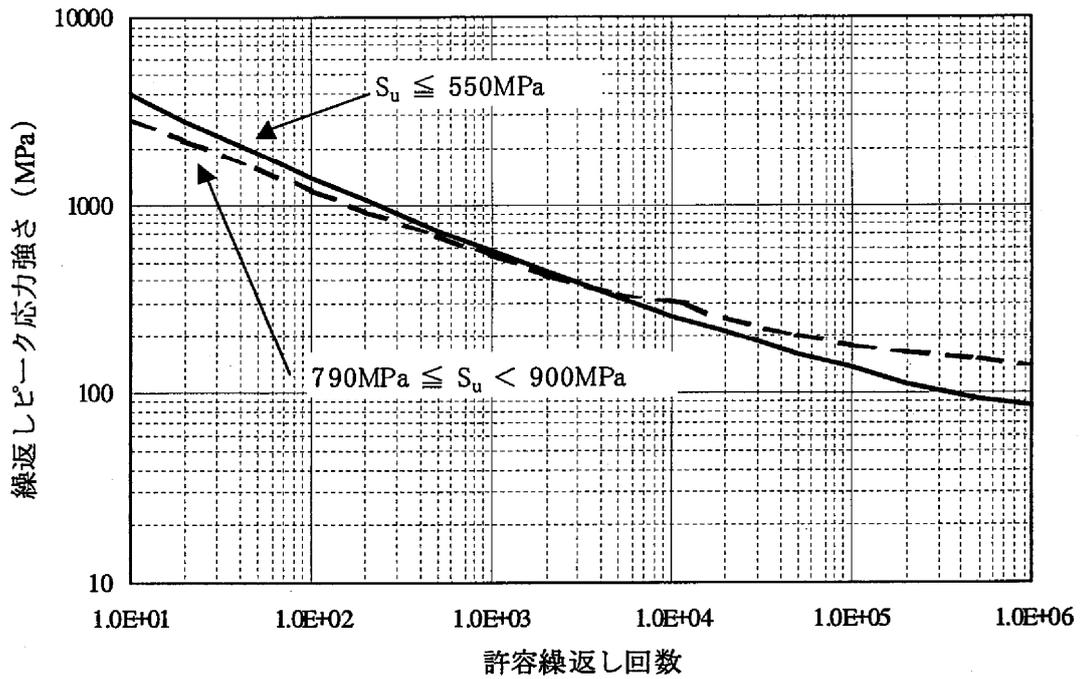


図3 炭素鋼，低合金鋼及び高張力鋼オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金の設計疲労線図

(J SME設計・建設規格より抜粋)

$$\text{地震 UF} = \frac{n_{\max}}{N_{\max}} + \frac{n_1}{N_1} + \frac{n_2}{N_2}$$

ここで、 n_i : 各ピークのサイクル数

N_i : 各ピークに対する許容繰返し回数

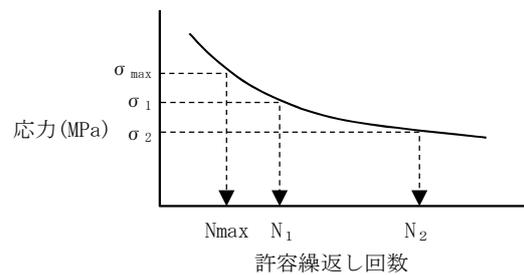


図4 UF算定方法

- ④ UF と、最大ピーク応力に対する許容繰返し回数 N_0 の積をとることにより最大ピーク応力に対する等価繰返し回数 N_e を求める。

③で算定した UF と、②より求められる最大ピーク応力に対する許容繰返し回数 N_0 から、下式により、等価繰返し回数 N_e を求める。

$$N_e = UF \times N_0$$

(2) 算定結果

(1) に基づき一律に設定する等価繰返し回数を算定した結果を示す。

a. 原子炉格納容器，原子炉圧力容器等の大型機器

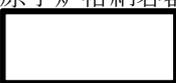
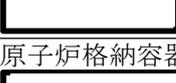
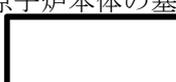
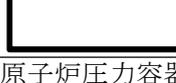
原子炉格納容器，原子炉圧力容器等の大型機器の各質点の水平（NS，EW）及び鉛直（UD）方向の加速度時刻歴より求めた 1 質点系の変位応答に対する等価繰返し回数を表 4 に示す。一律に設定する等価繰返し回数については，表 4 の数値を保守的に丸めた 160 回を設定する。

b. 原子炉建屋に設置された機器・配管系

原子炉建屋の各質点の水平（NS，EW）及び鉛直（UD）方向の加速度時刻歴より求めた 1 質点系の変位応答に対する等価繰返し回数を表 5 に示す。一律に設定する等価繰返し回数については，表 5 の数値を保守的に丸めた 160 回を設定する。

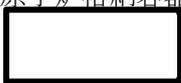
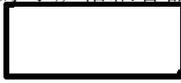
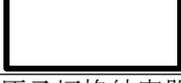
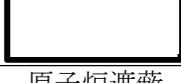
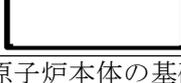
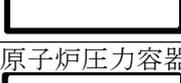
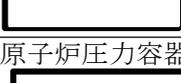
ここで，多方向入力 of 等価繰返し回数の算定方法として，各方向の最大値，SRSS，代数和等の等価繰返し回数を組み合わせる方法が考えられる。これらの中で SRSS や代数和は過度に保守的な評価となるため（参考 7 参照），各方向の最大値を保守的に丸めた回数を等価繰返し回数とした。

表 4(1) 原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等の等価繰返し回数の算定結果

	減衰定数	Ss-D1			Ss-11			Ss-12			Ss-13		
		NS	EW	UD									
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉遮蔽 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉遮蔽 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉本体の基礎 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉本体の基礎 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												

注) 質点No. は水平方向のモデル (図5参照) の番号を示す。

表 4 (2) 原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等の等価繰返し回数の算定結果

	減衰定数	Ss-14			Ss-21			Ss-22			Ss-31		
		NS	EW	UD									
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉格納容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉遮蔽 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉遮蔽 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉本体の基礎 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉本体の基礎 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉圧力容器 	h=0.5%												
	h=1.0%												

注) 質点N o. は水平方向のモデル (図5参照) の番号を示す。



図5 原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等の等価繰返し回数の算定位置(水平方向)

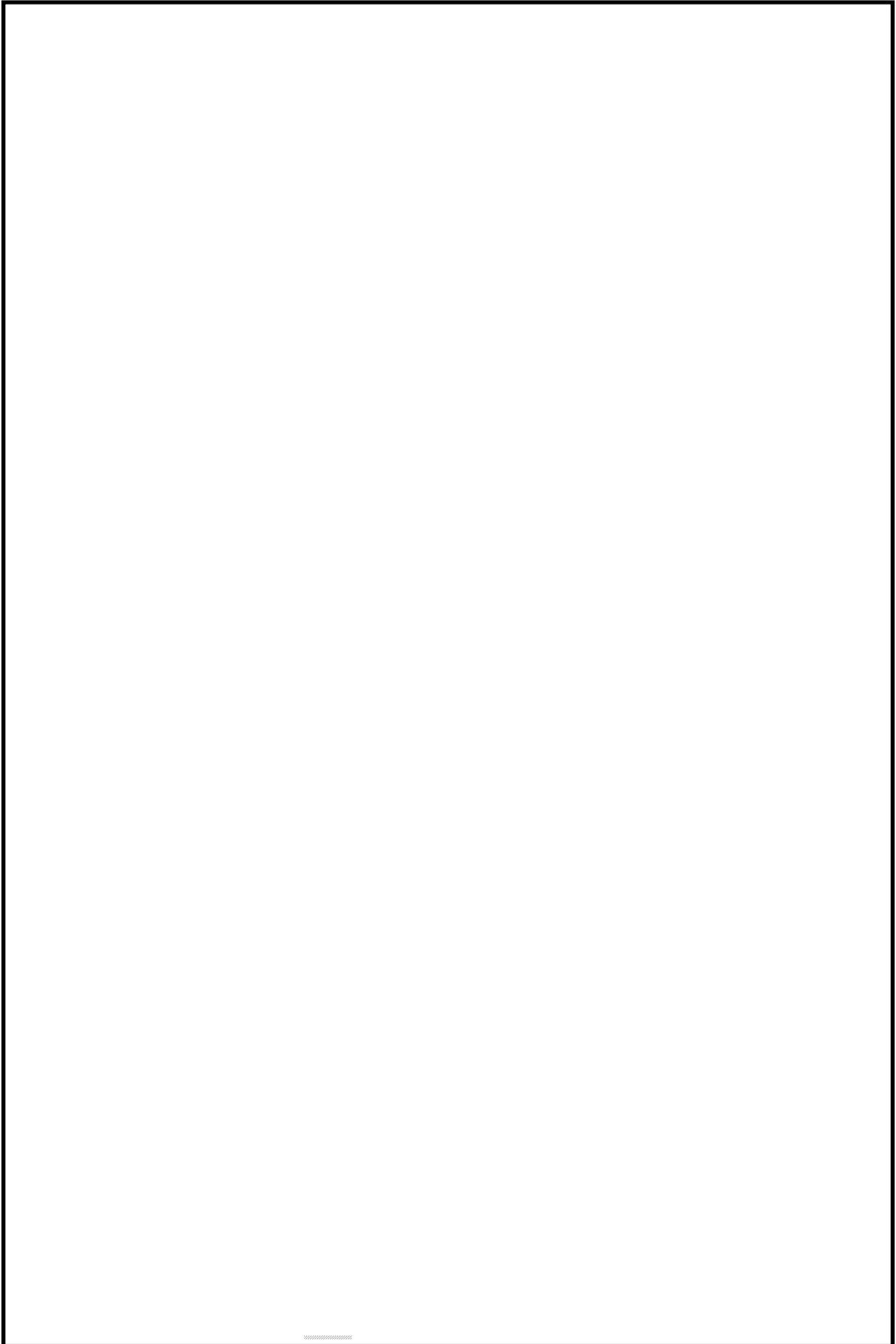


図6 原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等の等価繰返し回数の算定位置 (鉛直方向)

表 5(1) 原子炉建屋の等価繰返し回数の算定結果

	減衰定数	Ss-D1			Ss-11			Ss-12			Ss-13		
		NS	EW	UD									
原子炉建屋 EL. 46.500 m 質点 No. 3	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 38.800 m 質点 No. 4	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 34.700 m 質点 No. 5	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 29.000 m 質点 No. 6	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 20.300 m 質点 No. 7	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 14.000 m 質点 No. 8	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 8.200 m 質点 No. 9	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 2.000 m 質点 No. 10	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. -4.000 m 質点 No. 11	h=0.5%												
	h=1.0%												

注) 質点 No. は図 7 及び図 8 の番号を示す。

表 5(2) 原子炉建屋の等価繰返し回数の算定結果

	減衰定数	Ss-14			Ss-21			Ss-22			Ss-31		
		NS	EW	UD									
原子炉建屋 EL. 46.500 m 質点 No. 3	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 38.800 m 質点 No. 4	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 34.700 m 質点 No. 5	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 29.000 m 質点 No. 6	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 20.300 m 質点 No. 7	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 14.000 m 質点 No. 8	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 8.200 m 質点 No. 9	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. 2.000 m 質点 No. 10	h=0.5%												
	h=1.0%												
原子炉建屋 EL. -4.000 m 質点 No. 11	h=0.5%												
	h=1.0%												

注) 質点 No. は図 7 及び図 8 の番号を示す。

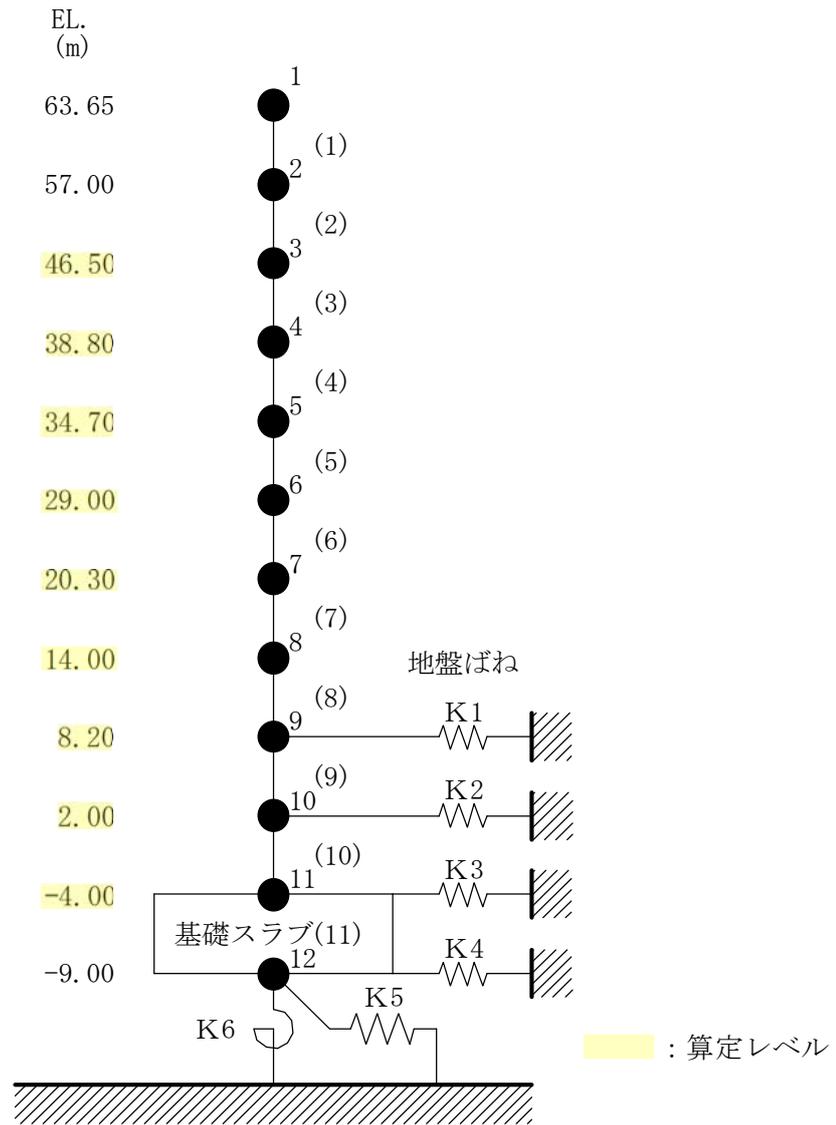


図7 原子炉建屋の等価繰返し回数の算定位置（水平方向）

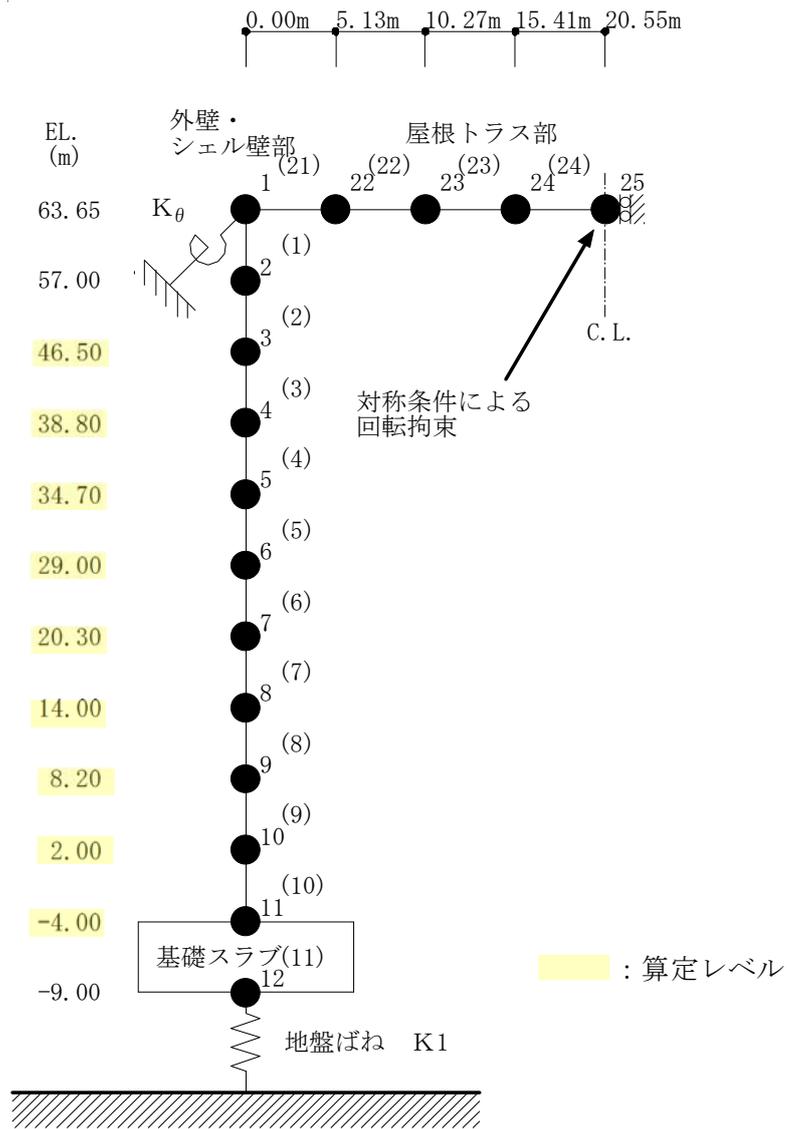


図8 原子炉建屋の等価繰返し回数の算定位置（鉛直方向）

5. 一律に設定する等価繰返し回数設定における保守性

等価繰返し回数の設定におけるパラメータとしては、以下の 6 種類がある。ここでは、それぞれのパラメータに対する包絡性を検討し、一律に設定する等価繰返し回数が保守的な回数であることを確認する。

- ①ピーク応力
- ②固有周期
- ③対象床面
- ④地震波
- ⑤減衰定数
- ⑥設計疲労線図

① ピーク応力

同じ波形で応力値の大きな波と小さな波があった場合、ピーク応力法で等価繰返し回数を算出すると、応力値の大きな波の方が回数を大きく算出することになる。

東海第二発電所における一律に設定する等価繰返し回数の設定に用いるピーク応力は、 150 kg/mm^2 (1471MPa) を用いる。当設定は、「昭和 55 年度耐震設計の標準化に関する調査報告書」での検討にて、当値まで考慮すれば十分とされた値*1である。なお、設備のピーク応力が 150 kg/mm^2 (1471MPa) を超える場合は個別に評価を行う。

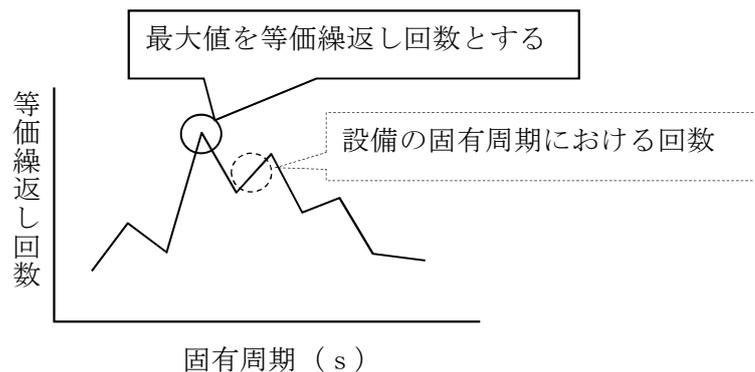
* 1 「昭和 55 年度耐震設計の標準化に関する調査報告書」での整理。

現在用いられている材料において RPV 本体材料である SQV 2 A 及び SFV V 3 の一次+二次応力に対する許容値が最も高く、その値は $3S_m = 56.4 \text{ kg/mm}^2$ となる。

応力係数の極大値 5 とすれば、ピーク応力の値としては片振幅に対して、 $56.4 \times 5 \div 2 = 141 \text{ kg/mm}^2$ となることから、最大ピーク応力としては、 150 kg/mm^2 まで考慮すれば十分としている。

② 固有周期

今回工認の基準地震動 S_s の一律に設定する等価繰返し回数の設定においては、設備の固有周期の有無に係わらず全周期帯での最大の等価繰返し回数としている。実際の設備としては、特定の固有周期を有していることから、当該建屋（又は質点）の等価繰返し回数は、確実にそれ以下の回数となり、保守側の算出となっている。



③ 代表床面（質点）における等価繰返し回数の設定

原子炉格納容器，原子炉圧力容器等の大型機器については，「昭和 55 年度耐震設計の標準化に関する調査報告書」と同様に代表質点にて等価繰返し回数を設定しており，代表質点は，クラス 1 の機器・配管系の設置位置を選定している。また，(2) 項の表 5 で示した等価繰返し回数は，原子炉建屋に設置された機器・配管系は全ての床面の回数を算定した上で，最大の回数を記載しており，設備の等価繰返し回数は，確実にそれ以下の回数となり保守側の算出となっている。

④ 地震波

東海第二発電所における地震波としては， $S_s - D, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 31$ がある。今回の等価繰返し回数の設定においては，全ての S_s を用いており，設備の等価繰返し回数は，確実にそれ以下の回数となり保守側の算出となっている。

また， S_d における一律に設定する等価繰返し回数は， S_s の2倍の回数を用いている。 S_d の等価繰返し回数を S_s の等価繰返し回数の2倍の回数とすることが保守的な設定であることは，1.1.2(2)にて示している。

⑤ 減衰定数

一律に設定する等価繰返し回数の算定においては，減衰定数は 0.5%及び 1.0%を用いている。表 4 及び表 5 に示すとおり減衰定数が小さいほど，等価繰返し回数が多く算定される傾向にあり，機器・配管系に適用される最小の減衰定数は，0.5%であることから，設備の等価繰返し回数は，確実にそれ以下の回数となり保守側の算出となっている。

⑥ 設計疲労線図

疲労評価に用いている設計用疲労線図としては，JSME に記載されている「オーステナイト系ステンレス鋼および高ニッケル合金」と「炭素鋼，低合金鋼及び高張力鋼」の 2 種類が該当する。

一律に設定する等価繰返し回数の算定は、設計疲労線図は代表設備の設計疲労線図（炭素鋼、低合金鋼及び高張力鋼）を用いる。「炭素鋼、低合金鋼及び高張力鋼」の設計用疲労線図を用いるほうが、同じピーク応力とした場合に「オーステナイト系ステンレス鋼および高ニッケル合金」よりも許容繰返し回数が小さくなり、地震繰返し回数が多く算定されるため、設備の等価繰返し回数は、確実にそれ以下の回数となり保守側の算出となっている。

6. 一律に設定する等価繰返し回数設定における保守性を踏まえた追加検討

a. 6つのパラメータによる繰返し回数への影響

5. 項では、6つのパラメータに対して検討を行った。その結果、一律に設定する等価繰返し回数は最も厳しい条件を仮定した回数、また「昭和55年度耐震設計の標準化に関する調査報告書」で検討された手法を用いており、繰返し回数の設定としては保守性を有している。

b. 6つのパラメータ以外による繰返し回数への影響

a. 項では、6つのパラメータに対する検討を行ったが、6つのパラメータ以外に等価繰返し回数に影響する要因としては、以下の項目が挙げられる。一律に設定した等価繰返し回数は、保守性は有しており、その設定に問題はないと考えるが、以下の要因に対しても、問題がないことを確認する。

(a) 時刻歴解析を用いている設備（J E A G 4601-1987 (P. 576) の左側のフローについても、1質点系の応答波形を用いて回数を設定（J E A G 4601-1987 (P. 576) の右側のフロー）していること

(b) 水平2方向による影響

(c) 材料物性の影響

(a) 時刻歴解析を用いている設備への影響

時刻歴解析を行う設備は、J E A G 4601 の左側のフローを用いることとされているが、今回の等価繰返し回数の算定においては J E A G 4601 の右側のフローを用いている。時刻歴解析を用いている設備に対して、その時刻歴応答荷重（J E A G の左側のフロー）を用いて等価繰返し回数を算定した結果と、1質点系の応答波形（J E A G の右側のフロー）を用いて算出した結果の比較を参考4に示す。

設備の時刻歴応答荷重より直接算定した回数は、160回より十分小さく、一律に設定する等価繰返し回数の設定に問題ないことを確認した。

(b) 水平2方向による影響（迫り）

(c) 材料物性の影響

原子炉建屋における建屋剛性及び地盤物性のばらつきを考慮した場合の等価繰返し回数を算定した結果を参考6に示す。材料物性のばらつき等を考慮した場合でも、等

価繰返し回数の算定結果への影響は軽微であり、一律に設定する繰返し回数の 160 回以下であることを確認した。

7. まとめ

東海第二発電所における等価繰返し回数は一律に設定した値を用いており、J E A G 4601 に基づき妥当な設定であり、保守的な設定となっていることを確認した。

なお、一律に設定する等価繰返し回数については、等価繰返し回数算定に影響する 6 つのパラメータ（ピーク応力、固有周期、対象床面、地震波、減衰定数、設計疲労線図）を踏まえても、パラメータ全体として保守的であること、また、それ以外の要因（時刻歴波形を用いた場合の影響、水平 2 方向の影響及び地盤物性の影響）に対しても検討を行い、保守的な設定となっていることを確認した。

以上より、今回の東海第二発電所における一律に設定した保守的な値は J E A G 4601 に基づき妥当な設定となっている。

個別に設定する等価繰返し回数について

1. 適用

本資料は東海第二発電所の今回工認における、耐震計算書の疲労評価で一律に設定する等価繰返し回数を適用せず、個別に設定する等価繰返し回数を適用する設備に対する、等価繰返し回数の算定方法を定めたものである。

2. 対象設備

疲労評価が必要となる設備の内、一律に設定する等価繰返し回数を適用しない以下の設備に対して、個別に設定する等価繰返し回数を算定する。

- ① 原子炉建屋以外に設置される設備
- ② 発生するピーク応力が 150kg/mm^2 (1471MPa) を超える設備
- ③ 一律に定める等価繰返し回数を用いた疲労評価が満足しない設備
- ④ S_d に対する疲労評価が必要な設備 (* 1)

* 1 : S_d に対する疲労評価を S_s の疲労評価で代表させるために、 S_d の等価繰返し回数が S_s の一律に設定する等価繰返し回数 (160回) を下回ることを確認する。

3. 個別に設定する等価繰返し回数算定方針

3. 1 前項①～③の等価繰返し回数算定方針

個別に設定する等価繰返し回数の算定方針について、表 1 に示す。

3. 2 ④の等価繰返し回数算定方針

S_d の等価繰返し回数を求める際は、図 1 のフローに従い算定する。 S_d 8波 / S_s 8波の応答比の算出方法は 3. 3 項に示す。

表1 昭和55年度 耐震設計の標準化に関する調査報告書、一律に設定する等価繰返し回数と個別に設定する等価繰返し回数での算定条件比較
(下線部が一律に設定する等価繰返し回数との相違点)

		昭和55年度 耐震設計の標準化に関する調査報告書 (標準化報告書)		東海第二発電所 一律に設定する等価繰返し回数の設定		東海第二発電所 個別に設定する等価繰返し回数の算定方法	
対象設備	【手法1】	【手法2】	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器
	対象設備	原子炉圧力容器 スカート	第一種配管	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器	原子炉格納容器, 原子炉圧力容器等 大型機器
算出方法 (J E A G のフ ローの左右どちらからか)	時刻歴解析より算定される時刻歴モーメントを用いた算出方法 (J E A G における左側のフロー)	建屋床応答を入力とした1質点系モデルによる応答時刻歴を用いた算出方法 (J E A G における右側のフロー)	標準化報告書【手法2】と同じ (J E A G における右側のフロー)	標準化報告書【手法2】と同じ (J E A G における右側のフロー)	標準化報告書【手法1】と同じ (J E A G における左側のフロー)	標準化報告書【手法2】と同じ (J E A G における右側のフロー)	標準化報告書【手法2】と同じ (J E A G における右側のフロー)
回数算出に用いている応答時刻歴波	波形	時刻歴モーメント波形	標準化報告書【手法2】と同じ	標準化報告書【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】と同じ。以下を用いる。 ・時刻歴せん断力波形、 ・時刻歴モーメント波形、 ・時刻歴軸力波形	標準化報告書【手法2】と同じ。以下を用いる。 ・変位応答時刻歴波	標準化報告書【手法2】と同じ。以下を用いる。 ・変位応答時刻歴波
	時刻歴最大値 (設備の最大ピーク応力)	5種類のピーク応力 (最大300kg/mm ²)	150kg/mm ² (1471MPa) 「昭和55年度 耐震設計の標準化に関する調査報告書」の検討にて十分とされている値	150kg/mm ² (1471MPa) 「昭和55年度 耐震設計の標準化に関する調査報告書」の検討にて十分とされている値 ^(注1)			
対象建屋・床	代表設備の設置床面	同左	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ
固有周期	時刻歴解析結果より直接算定	設備の固有周期でなく、全固有周期	標準化報告書【手法2】と同じ	標準化報告書【手法2】と同じ	設備の固有周期(時刻歴解析結果より考慮しない条件(固有周期0.05s))で算定。	設備の固有周期(剛のため0.05s)で算定。	標準化報告書【手法2】と同じ。設備の固有周期でなく、全固有周期。
減衰定数	報告書に言及なし	同左	1.0%, 0.5%	同左	評価対象設備の減衰	評価対象設備の減衰	評価対象設備の減衰
設計用疲労線図	代表設備材料の線図を使用	同左	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ ^(注2)	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ ^(注2)	標準化報告書【手法1】及び【手法2】と同じ ^(注2)
地盤条件	V _s = 500, 1000, 1500m/s	V _s = 1500m/s	東海第二の地盤条件 V _s = 700m/s	東海第二の地盤条件 V _s = 700m/s	東海第二の地盤条件 V _s = 700m/s	東海第二の地盤条件 V _s = 700m/s	東海第二の地盤条件 V _s = 700m/s

注1: S_sに対してピーク応力を150kg/mm² (1471MPa) と設定する。S_dのピーク応力は図1に基づき設定する。

設備のピーク応力が解析条件として設定したピーク応力値を超える場合は設備のピーク応力にて評価を行う。

注2: 等価繰返し回数低減のため、必要に応じて個別に設定する設備の使用材料の設計用疲労線図を用いる。

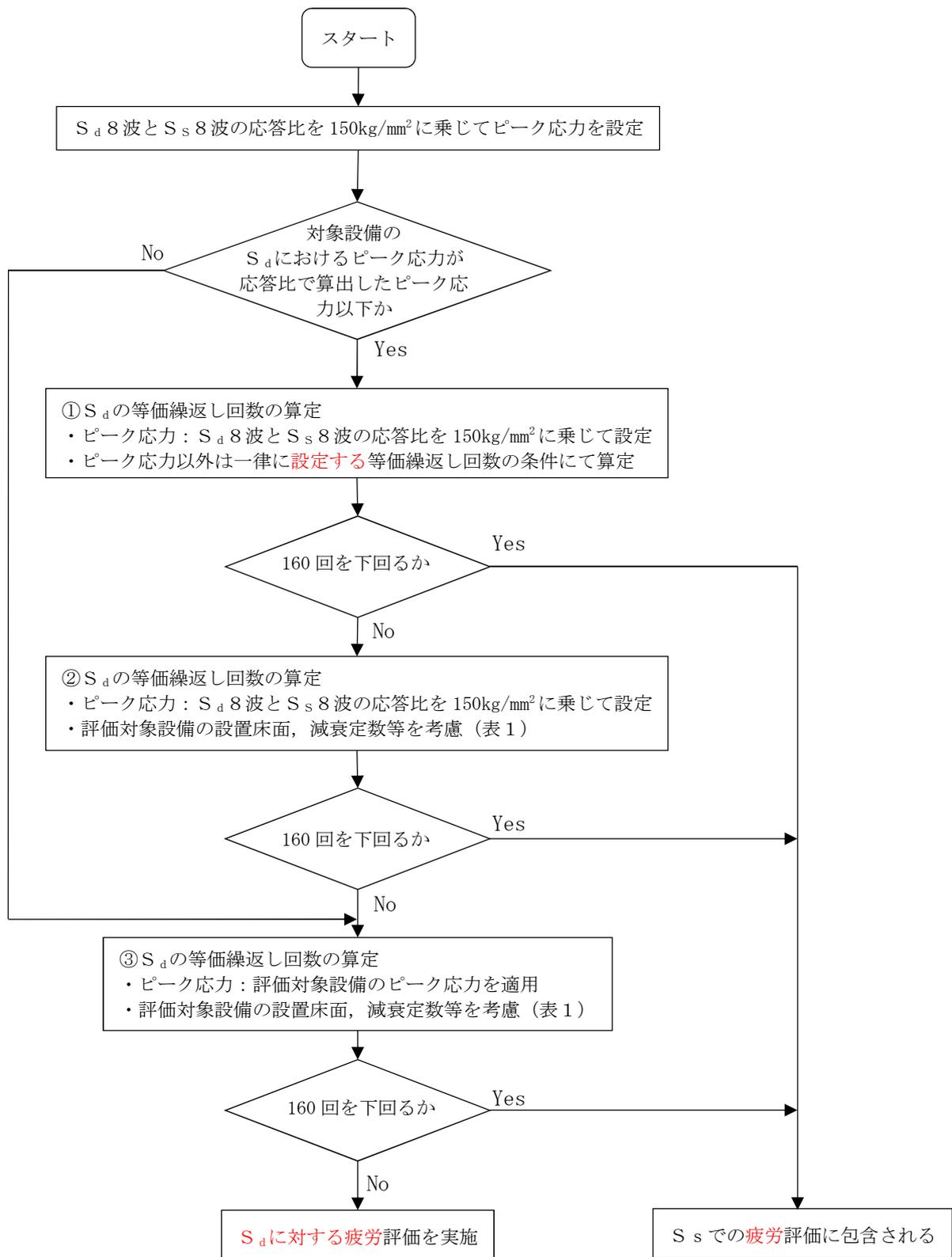


図1 S_dの等価繰返し回数算定手順

3. 3 S_s8波/S_d8波の応答比の算出方法

S_sでの一律に**設定する**等価繰返し回数の算定に適用しているピーク応力は150kg/mm²(1471MPa)を適用している。S_dでのピーク応力はS_sとS_dの応答比で発生すると仮定し、150kg/mm²(1471MPa)に**応答比を乗**じることにより求める。

応答比は、各標高（建屋モデルの質点）における加速度時刻歴波形、荷重時刻歴波形ごとの最大値の比から求める。

【手順1】各標高でのS_s8波とS_d8波の応答比を算定し、最大値を求める。

標高	各波の応答比 (S _d の波形の最大値/S _s の波形の最大値)			応答比最大値
	S _d -D1/S _s -D1	...	S _d -31/S _s -31	
A	CH _{S_d-D1A} /CH _{S_s-D1A}	...	CH _{S_d-31A} /CH _{S_s-31A}	R _A
B	CH _{S_d-D1B} /CH _{S_s-D1B}	...	CH _{S_d-31B} /CH _{S_s-31B}	R _B
C	CH _{S_d-D1C} /CH _{S_s-D1C}	...	CH _{S_d-31C} /CH _{S_s-31C}	R _C
D	CH _{S_d-D1D} /CH _{S_s-D1D}	...	CH _{S_d-31D} /CH _{S_s-31D}	R _D
E	CH _{S_d-D1E} /CH _{S_s-D1E}	...	CH _{S_d-31E} /CH _{S_s-31E}	R _E

【手順2】各標高の応答比最大値からS_dのピーク応力を設定する。

$$\text{標高Aに設置される設備のS}_d\text{のピーク応力} = \frac{150\text{kg/mm}^2(1471\text{MPa})}{\text{S}_s\text{のピーク応力}} \times \frac{R_A}{\text{応答比最大値}}$$

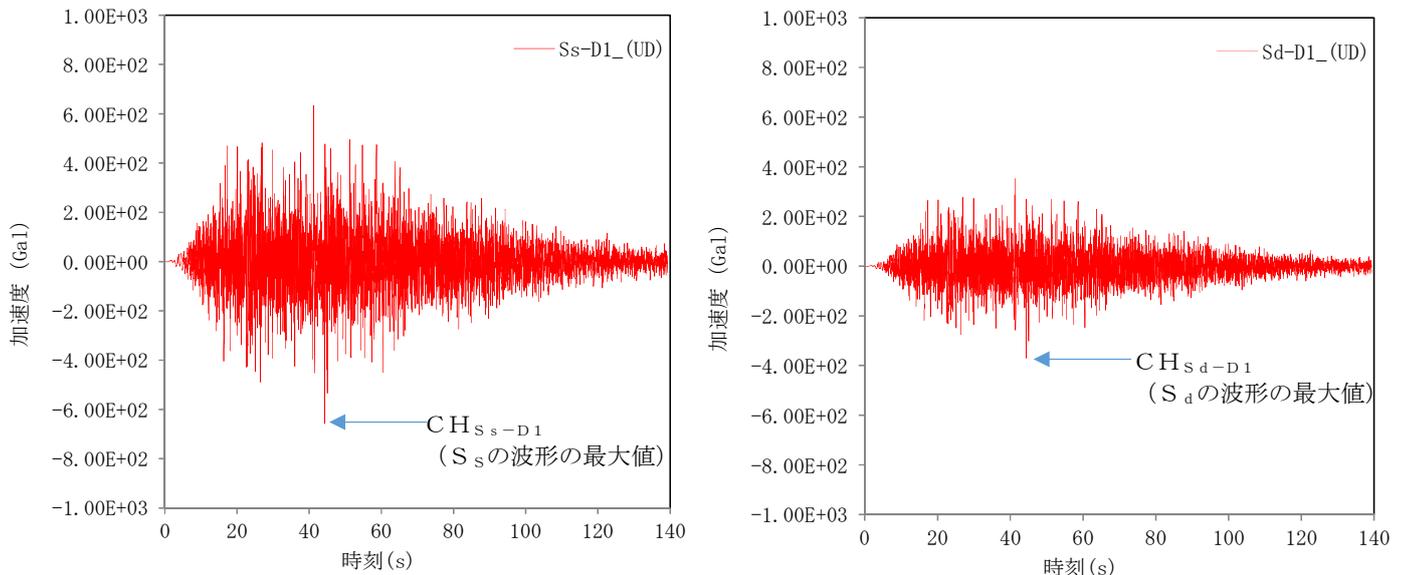


図2 加速度時刻歴波形の最大値の例
(原子炉建屋質点 EL. 46.50m S_s-D1 (UD) と S_d-D1 (UD))

4. 個別に定める等価繰返し回数算定結果

3項の方針に基づき算定した等価繰返し回数を保守的に丸めて設定した等価繰返し回数（以下「評価用等価繰返し回数」という。）を以下に示す。なお、表4-4～表4-24の質点番号は添付8図5，図6に対応する。

4. 1 発生するピーク応力が150kg/mm²（1471MPa）を超える設備（暫定値）

該当する設備は上部シアラグと格納容器との接合部があり，ピーク応力は1918MPaとなっている。

算定した等価繰返し回数と，その値を保守的に丸めて設定した設備の等価繰返し回数（評価用等価繰返し回数）を表4-1に示す。

表4-1 発生するピーク応力が150kg/mm²（1471MPa）を超える設備の等価繰返し回数

設備	評価	考慮する耐震条件	算定結果	算定した等価繰返し回数	評価用等価繰返し回数	備考
上部シアラグと格納容器との接合部	S _s	震度荷重	表4-4		40	当該部に発生する応力の内，ばね反力による応力が支配的であるため，ばね反力の時刻歴波にて算定し，等価繰返し回数を設定。

4. 2 一律に**設定する**等価繰返し回数を用いた疲労評価が満足しない設備

該当する設備は，主蒸気系配管，原子炉冷却材浄化系配管がある。そのため，算定した等価繰返し回数と，その値を保守的に丸めて設定した設備の等価繰返し回数（評価用等価繰返し回数）を表4-2に示す。

表4-2 一律に**設定する**等価繰返し回数を用いた疲労評価が満足しない設備の等価繰返し回数

設備	評価	考慮する耐震条件	算定結果	算定した等価繰返し回数	評価用等価繰返し回数	備考
主蒸気系配管	S _s	FRS	表4-5		110	—
原子炉冷却材浄化系配管	S _s	FRS	表4-5		110	—

4. 3 **S_d**に対する**疲労評価が必要な**設備

算定した等価繰返し回数と，その値を保守的に丸めて設定した設備の等価繰返し回数（評価用等価繰返し回数）を表4-3に示す。

表 4-3 S_dに対する疲労評価が必要な設備の等価繰返し回数

設備	評価	考慮する耐震条件	算定結果	算定した等価繰返し回数*	評価用等価繰返し回数	備考		
原子炉圧力容器胴板	S _d	震度荷重	表 4-6	[]	160	図 1 の②で算定		
原子炉圧力容器下部鏡板	S _d	震度荷重						
原子炉圧力容器スカート	S _d	震度荷重						
制御棒駆動機構ハウジング貫通部	S _d	震度荷重	表 4-7				160	図 1 の②で算定
再循環水出口ノズル (N1)	S _d	配管反力 (FRS)	表 4-8				160	図 1 の②で算定
再循環水入口ノズル (N2)	S _d	配管反力 (FRS, 震度)	表 4-9				160	図 1 の②で算定
主蒸気ノズル (N3)	S _d	配管反力 (FRS)	表 4-10				160	図 1 の②で算定
給水ノズル (N4)	S _d	配管反力 (FRS, 震度)	表 4-11				160	図 1 の②で算定
炉心スプレイノズル (N5)	S _d	配管反力 (FRS, 震度)	追而	追而	追而	—		
上鏡スプレイノズル (N6)	S _d	配管反力 (FRS)	表 4-13	[]	160	図 1 の②で算定		
ベントノズル (N7)	S _d	配管反力 (FRS)	表 4-14		160	図 1 の②で算定		
ジェットポンプ計測管貫通部ノズル (N8)	S _d	配管反力 (FRS)	表 4-15		160	図 1 の②で算定		
差圧検出・ほう酸水注入管ノズル (N10)	S _d	配管反力 (FRS, 震度)	追而	追而	追而	—		
計装ノズル (N11)	S _d	配管反力 (FRS)	追而	追而	追而	—		
計装ノズル (N16)	S _d	配管反力 (FRS)	追而	追而	追而	—		
計装ノズル (N12)	S _d	配管反力 (FRS)	追而	追而	追而	—		
ドレンノズル (N15)	S _d	配管反力 (FRS)	表 4-20	[]	160	図 1 の②で算定		
低圧注水ノズル (N17)	S _d	配管反力 (FRS, 震度)	追而	追而	追而	—		
上部シアラグ及びスタビライザ	S _d	荷重震度	追而	追而	追而	—		
原子炉格納容器機器搬入用ハッチ	S _d	FRS 震度荷重	追而	追而	追而	—		
制御棒駆動機構	S _d	震度荷重	表 4-24	[]	160	図 1 の②で算定		

* : () 内は算定した S_d 1 回分の回数。

表 4-6 (4) 胴板 (S_d), 下部鏡板 (S_d), 原子炉圧力容器スカート (S_d) 等価繰返し回数算定結果 (軸力)

質点番号	等価繰返し回数 (軸力)										最大回数 (8 波包絡)	
	弾性設計用地震動 S _d											
	Sd-D1	Sd-11	Sd-12	Sd-13	Sd-14	Sd-21	Sd-22	Sd-31				
	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	

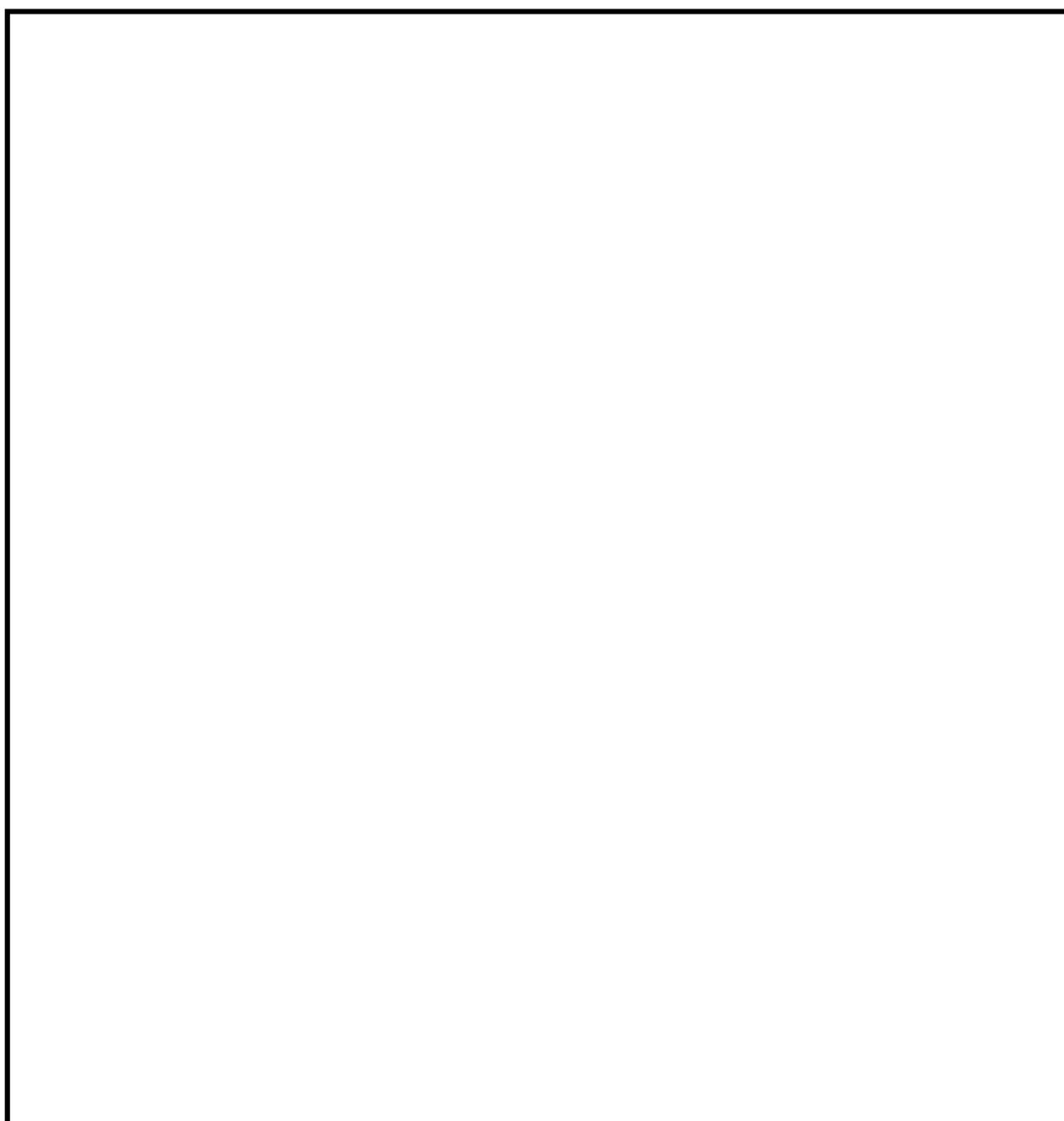
表 4-7 (1) 制御棒駆動機構ハウジング貫通部 (S_d) 等価繰返し回数算定結果 (震度)

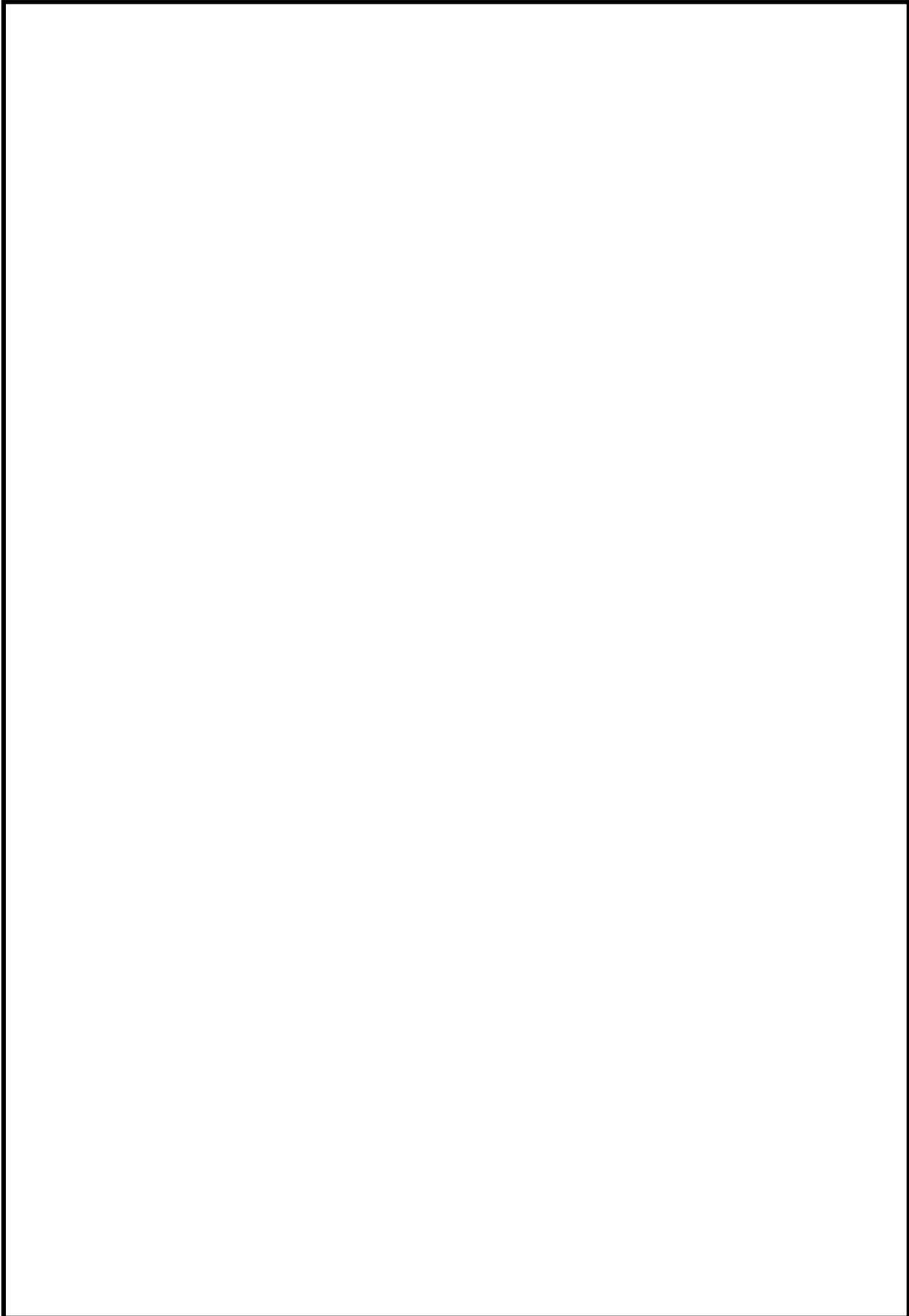
質点番号 ()内は鉛直質点番号	減衰 (%)	等価繰返し回数 (震度)								最大回数 (8 波包絡)	
		Sd-D1	Sd-11	Sd-12	Sd-13	Sd-14	Sd-21	Sd-22	Sd-31		
		UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD		
		UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	UD	

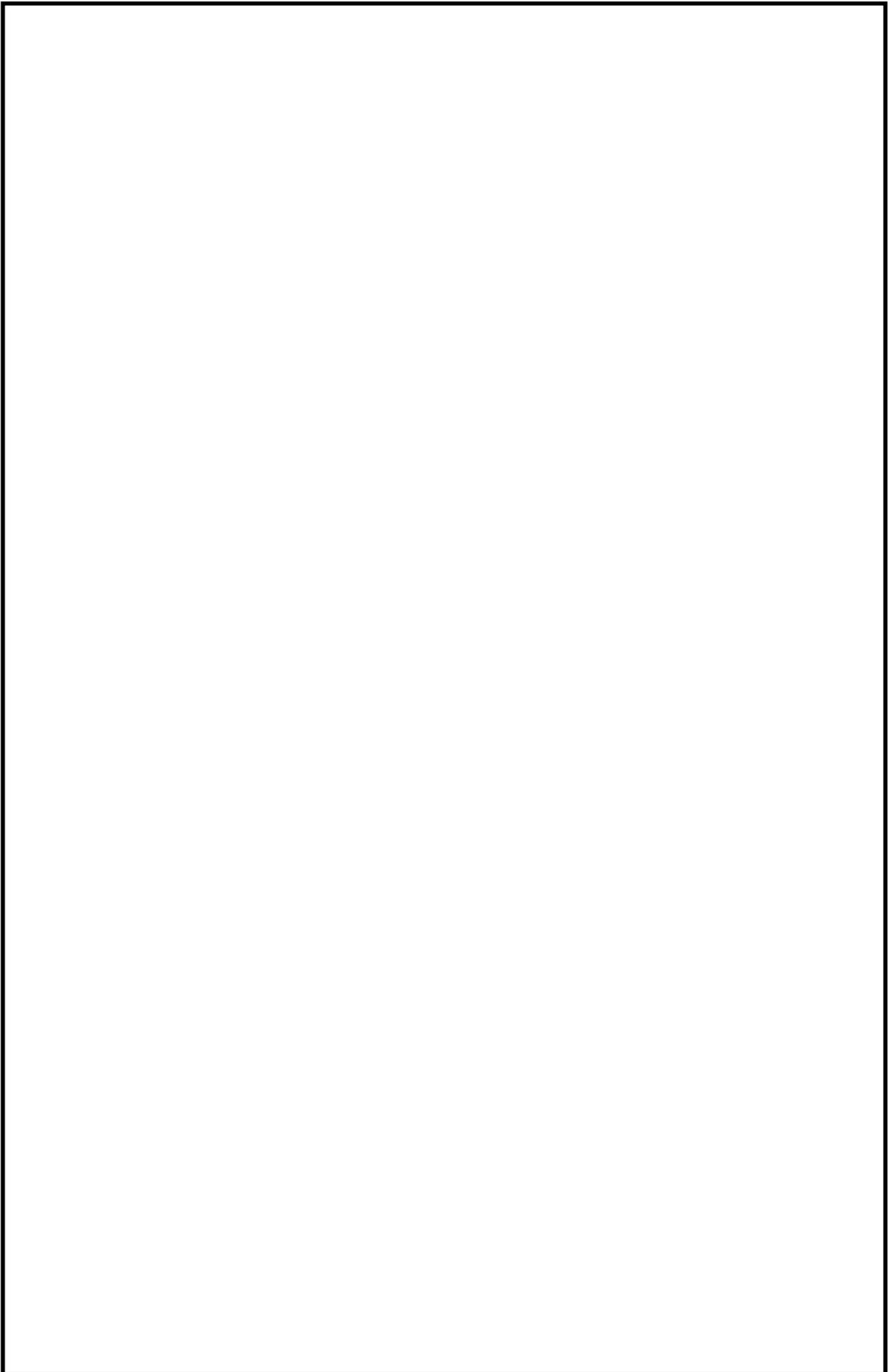
東海第二発電所 多方向入力を対象とした等価繰返し回数算定方法について

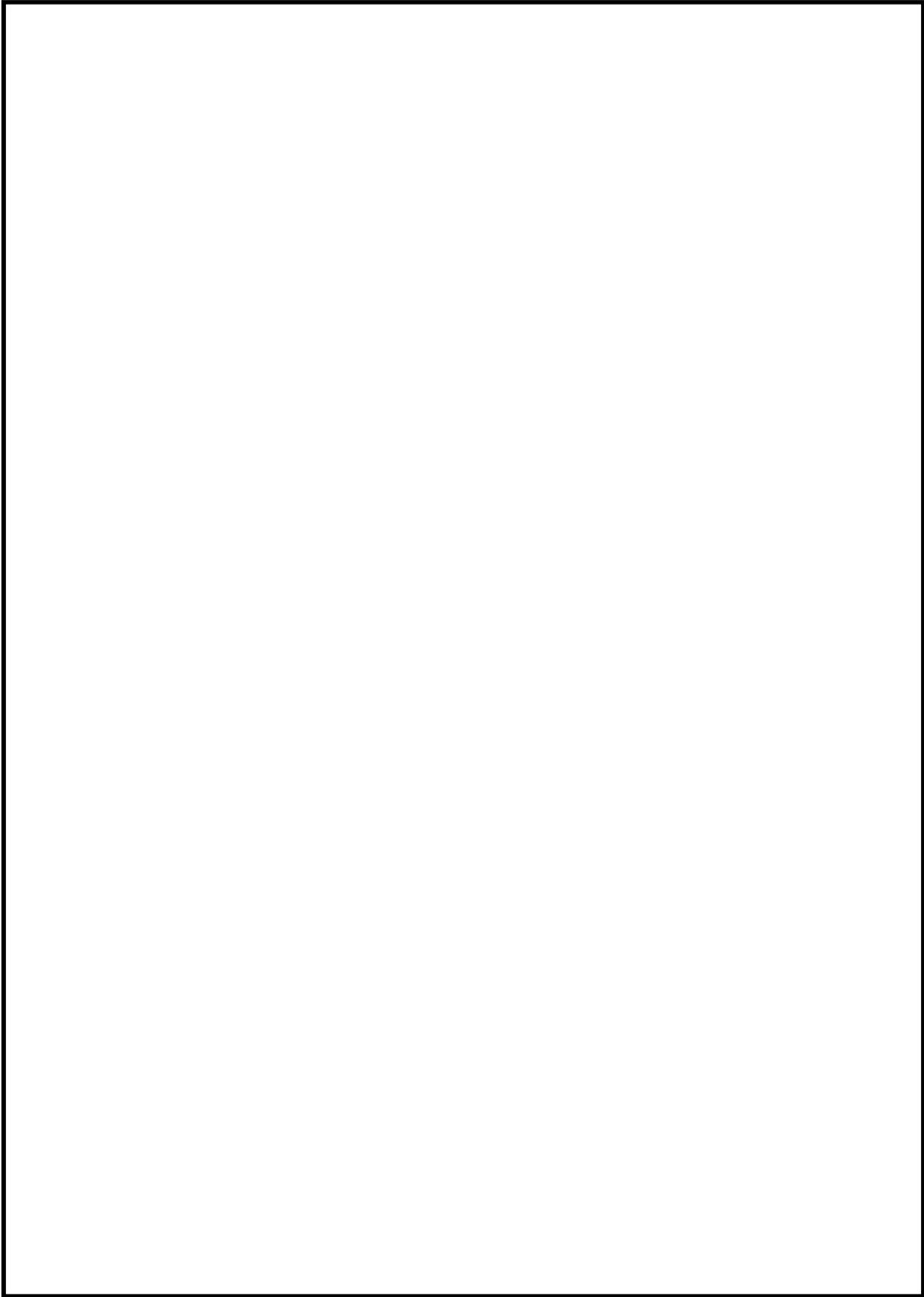
1. はじめに

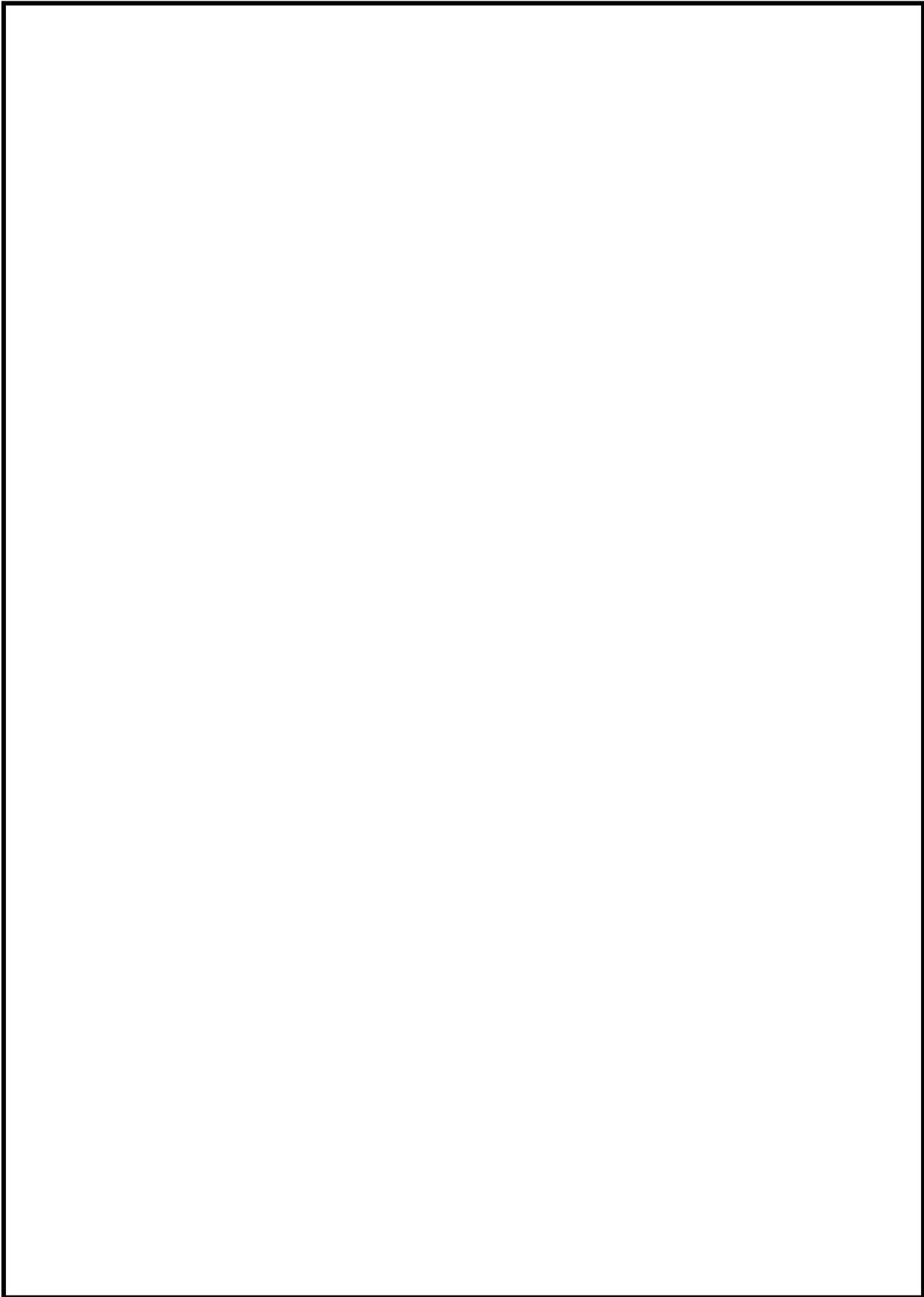
本資料は多方向入力を対象とした等価繰返し回数算定方法についてまとめたものである。本内容は電共研「新規制基準対応を踏まえた機器・配管系評価方法に関する研究」（平成29年3月）にて検討されており、多方向入力において各方向の等価繰返し回数の最大値を用いることは妥当であることを示すものである。

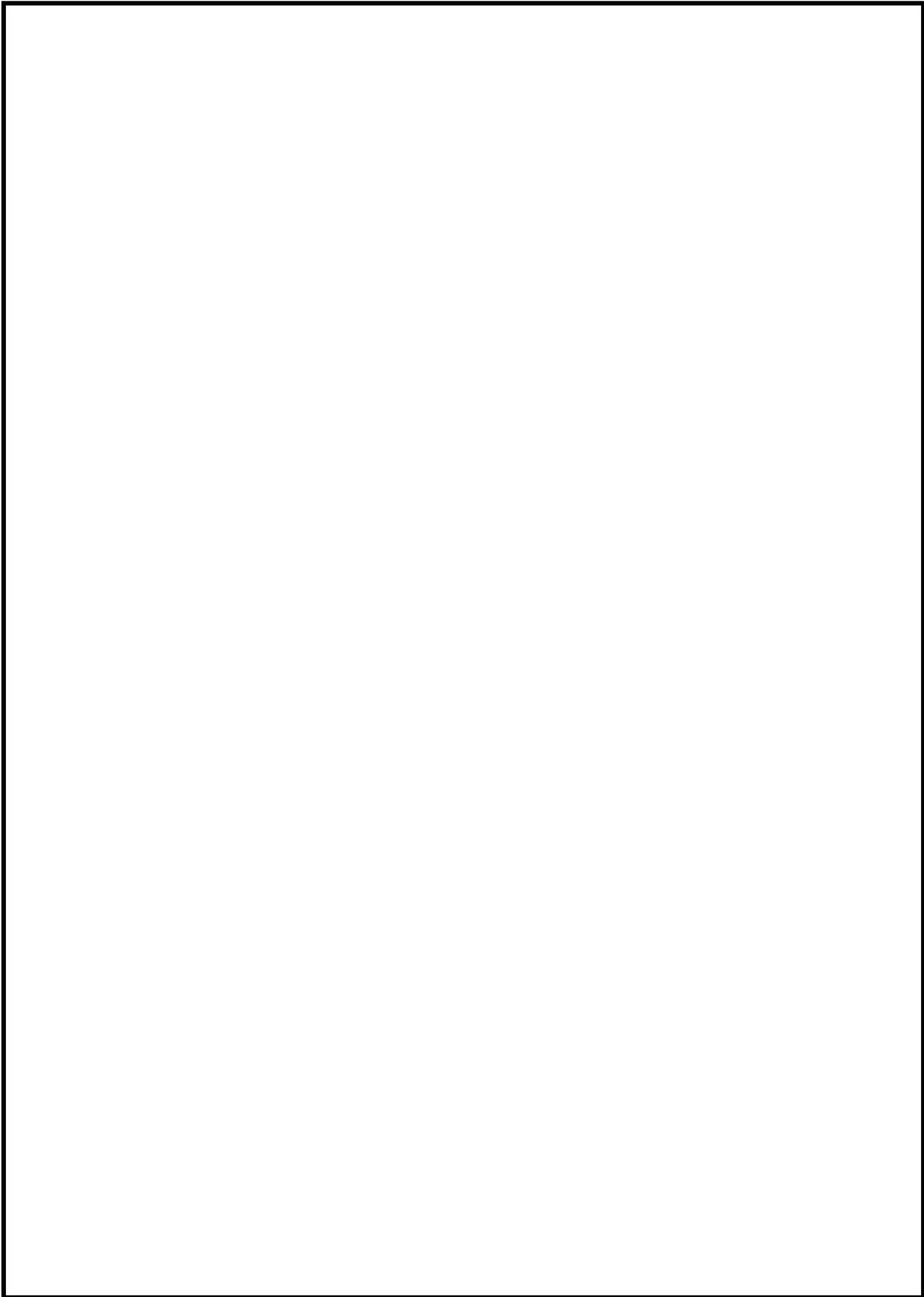


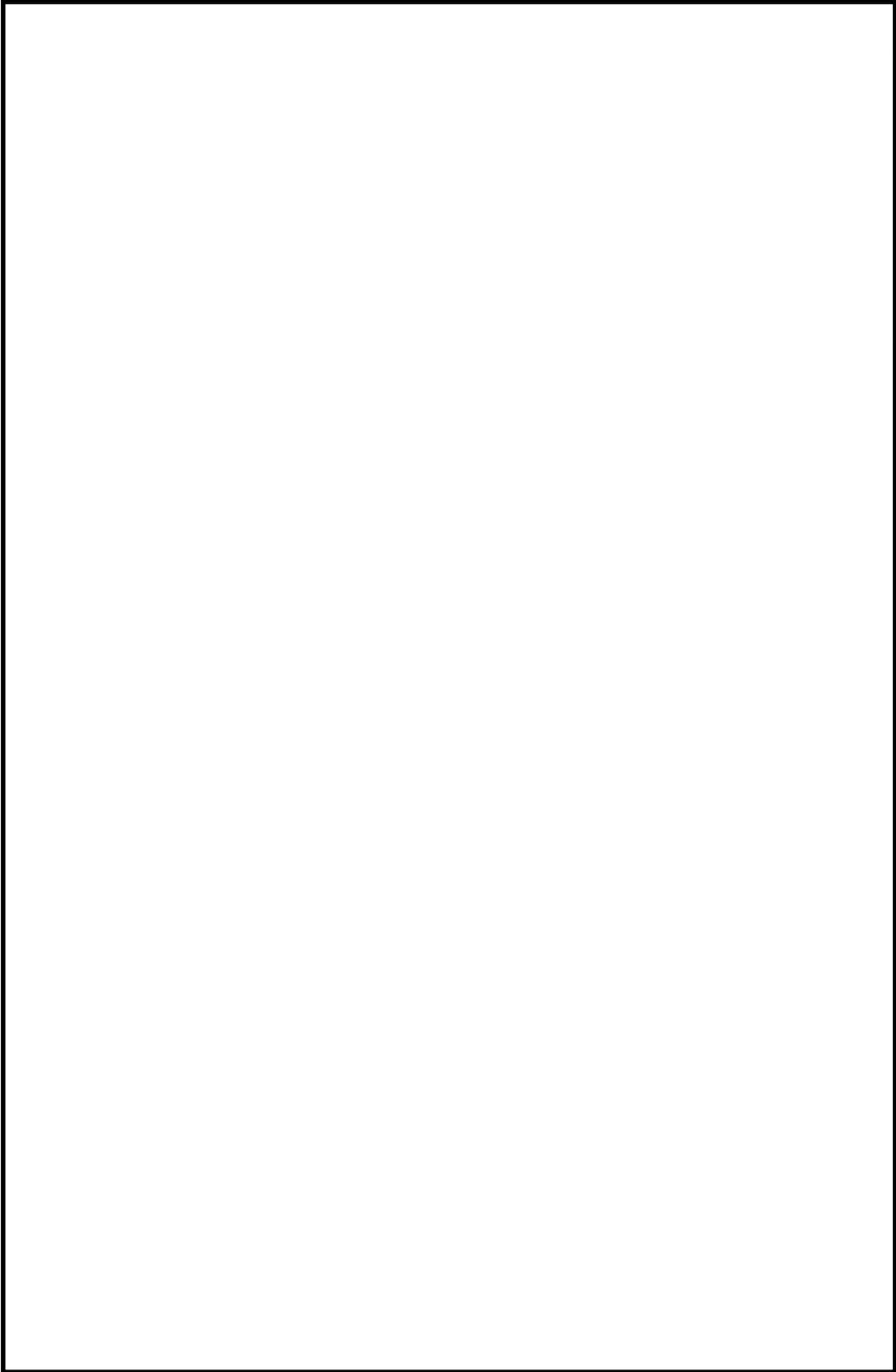


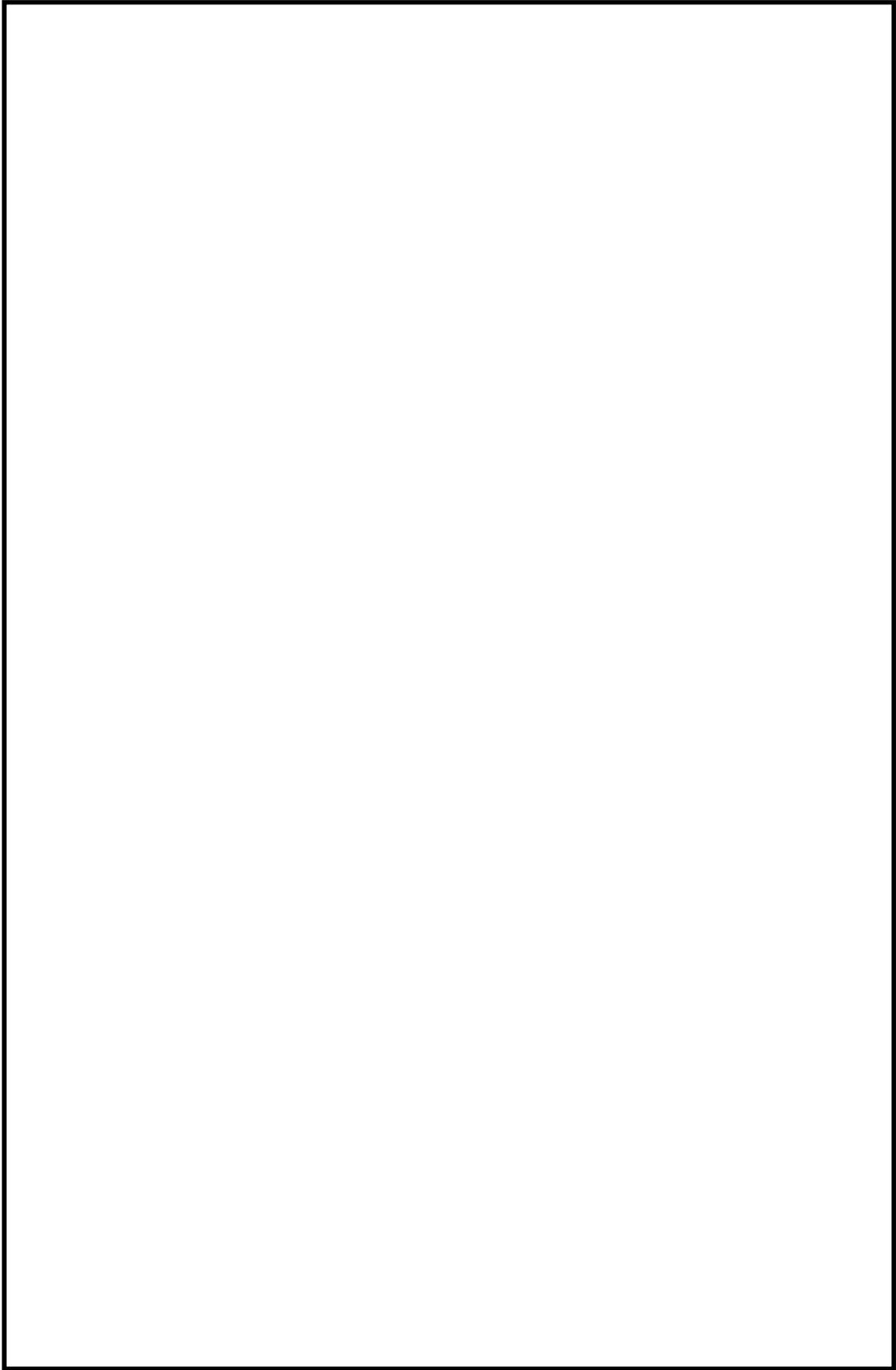


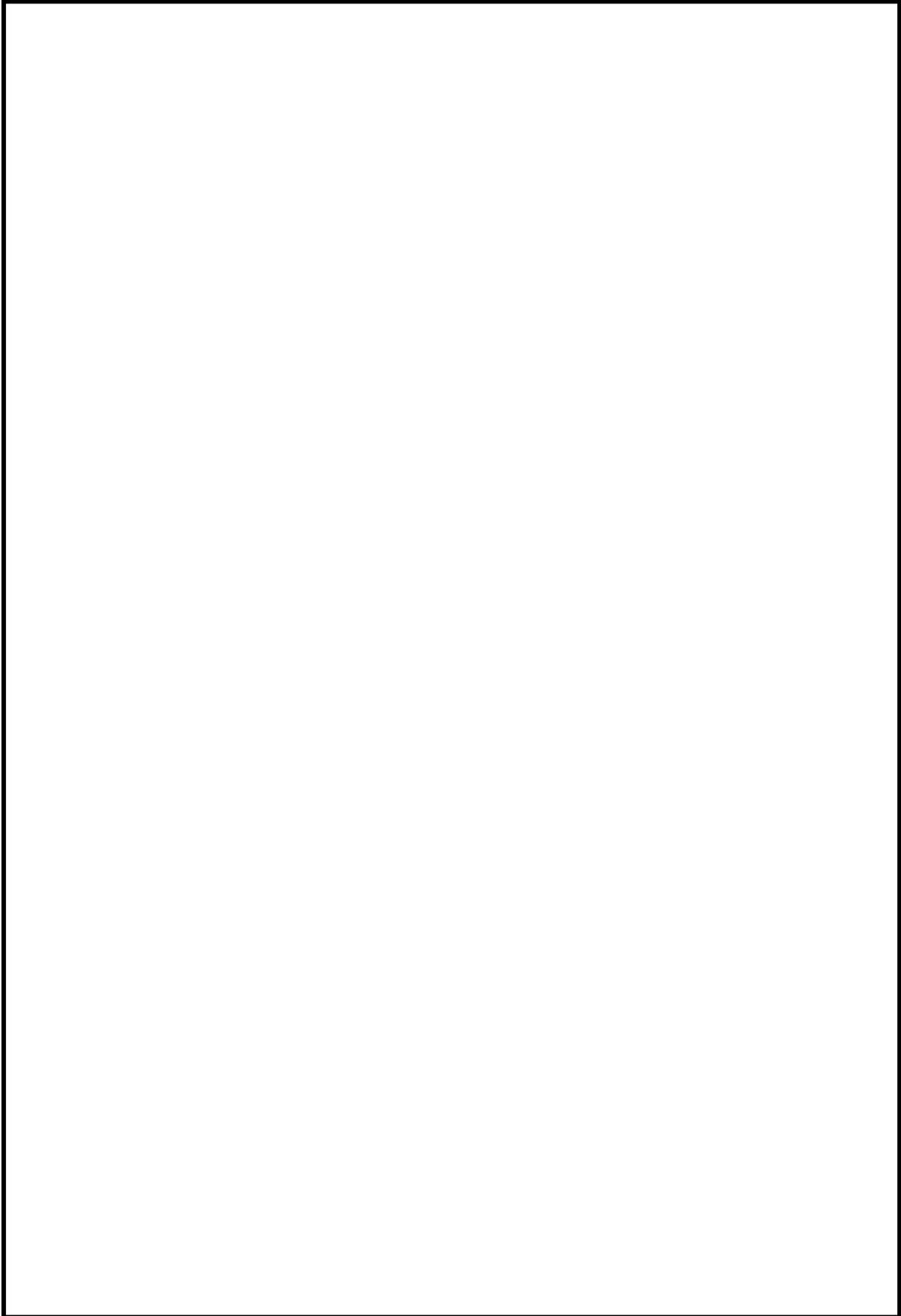


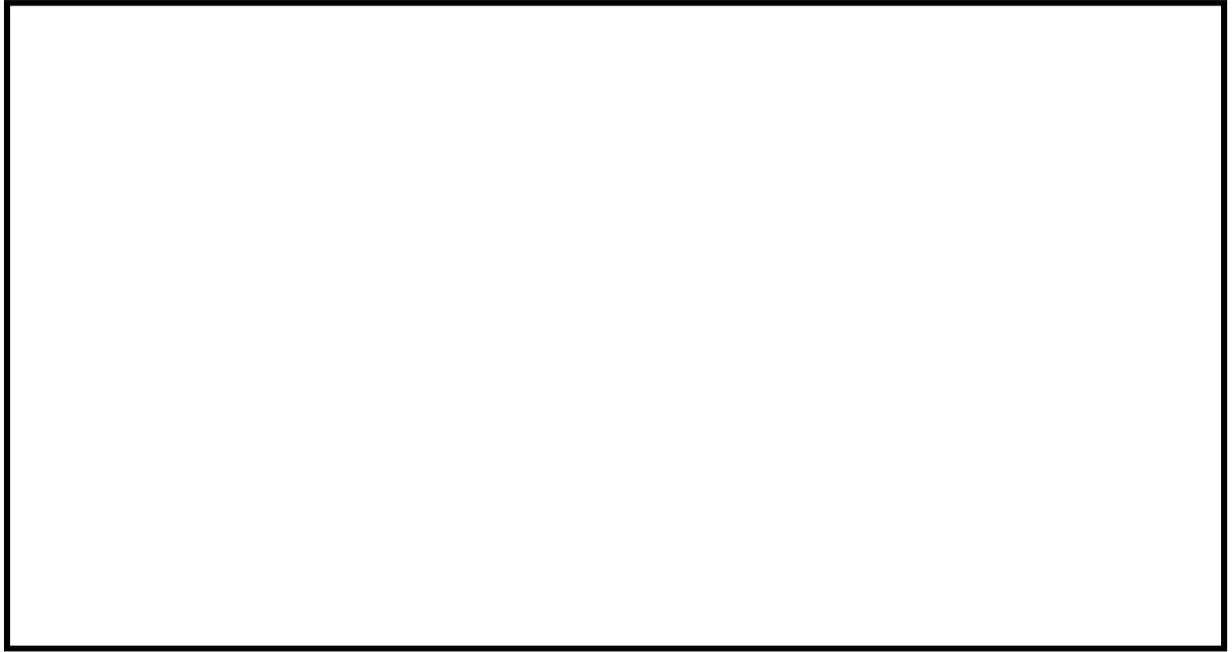












4. 3. 東海第二発電所における多方向入力を対象とした等価繰返し回数算定方法について

追而

